

平成30年 7 月 24日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	8
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
閉会	60

秩広組告示第14号

平成30年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年7月17日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成30年7月24日（火）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成30年7月24日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成30年7月24日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第12号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について
- 第 7 議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第14号 財産の取得について
- 第 9 議案第15号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (15名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	5番	大久保進	議員
6番	松澤一雄	議員	7番	小櫃市郎	議員
8番	浅海忠	議員	9番	新井鼓次郎	議員
10番	若林想一郎	議員	11番	宮原睦夫	議員
12番	四方田実	議員	13番	野口健二	議員
14番	大島瑠美子	議員	15番	岩田和幸	議員
16番	加藤喜一	議員			

欠席議員 (1名)

4番 五野上茂次 議員

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
町田靖夫	監査委員
町田信男	事務局長
湯本則子	会計 管理者
小林幸一	消防長
山口亮一	総合 調整幹 危機防 災監 管理
加藤猛	水道局長
柳井戸直樹	事務局 局長兼 管理課長
坂本峰男	消防本部 次長兼 消防署長

関	河	幹	男	消防本部兼 次長 指令課長
柴	岡	康	夫	水道局兼 次長 工務課長
富	田	豊	彦	水道局長 次
田	村	政	雄	水道局兼 技監 浄水課長
町	田		進	総務課長
北	堀	史	子	経営企画 課長
古	屋敷	光	芳	契約検査 課長
中	村		智	吉田 事務所長
千	島		武	大滝・川 荒事務所長
浅	見	和	彦	横瀬 事務所長
大	濱	弘	一	皆野・瀨 長事務所長
高	橋		豊	小鹿野 事務所長

職務のため出席した事務職員

柳	井戸	直	樹	書記長
岩	田		聡	書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（小櫃市郎議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回秩父広域市町村圏組合7月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小櫃市郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（小櫃市郎議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

5番 大久保 進 議員

6番 松 澤 一 雄 議員

8番 浅 海 忠 議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（小櫃市郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（小櫃市郎議員） 次に、諸報告を行います。

まず、管理者から建設改良費の繰越額、継続費繰越額及び平成29年度秩父広域市町村圏組合資金不足比率について、それぞれ報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

町田監査委員。

(町田靖夫監査委員登壇)

町田靖夫監査委員 監査委員の町田でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しました例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年1月から5月までの各月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計の現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、歳計現金等については、定期預貯金及び普通預貯金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、本年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は6億3,635万5,579円、また水道事業会計の残高は42億9,866万7,528円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（小櫃市郎議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（小櫃市郎議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小櫃市郎議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 議員の皆さん、おはようございます。小櫃議長様からお許しいただきましたので、一言管理者としての挨拶をさせていただきます。

本日ここに、秩父広域市町村圏組合7月定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

このたびの西日本を襲った記録的な豪雨により甚大な被害が発生し、大勢の方々が犠牲になりました。被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈りを申し上げる次第でございます。このたびの災害を受けて、住民の皆様の生命、身体及び財産の保護のための水道事業を始めとするライフラインの確保、消防、防災拠点としての消防事業と当組合が受け持つ事業は、まさに住民に直結しているさまざまな事業であり、改めてその責任の重さを感じておるところでございます。

さて、去る7月5日には、当地域の隣のところにあります飯能市、狭山市、また日高市で構成する広域飯能斎場組合議会が秩父斎場を視察され、小櫃議長とともにこちらのほうで対応させていただきました。私も4時間ほど同席をさせていただきましたけれども、管理者の飯能市長様、そしてまた副管理者の日高市長様も同行されて、私から建設の経緯や現在の運営状況等について詳しくお話をさせていただきました。視察された方々からは、地元との交渉や秩父産木材をふんだんに使用した建物、また備品、最新の火葬炉などへの関心が高く、熱心に視察されておりました。秩父地域住民の悲願でもあり、議員各位にもご理解をいただきながら進めてまいりました新火葬場の建設事業を高く先方では評価していただくとともに、非常に実り多い視察だったというお話をそれぞれの方々からいただいたところでございます。大変私もうれしく思っております。

さて、それでは、本日提出いたします議案の概要について説明をさせていただきます。本日7月定例会にご審議いただく議案は、全部で4件でございます。

まず、議案第12号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づきまして、議会の認定と議決を得たいため、提出するものでございます。

議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、埼玉県人事委員会の職員の失職の特例に関する意見に基づき、職員の失職の特例を定めたいものでございます。

議案第14号 財産の取得については、秩父消防署に配備する災害対応特殊はしご付消防自動車を財産として取得したいため、提案するものでございます。

議案第15号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任については、委員の任期満了に伴い、後任の委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、提出議案の概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては各担当からそれぞれご説明を申し上げますので、十分ご審議の上、ご可決、ご同意賜りますようお願いをする次第でございます。

今年は例年より梅雨明けも早く、連日厳しい暑さが続いております。議員各位におかれましては、公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分ご留意をいただき、ご健勝でご活躍されますようお祈り申し上げ、管理者としての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○一般質問

議長（小櫃市郎議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁

を含め60分以内となっております。特にご留意をくださいますよう、お願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

9番、新井鼓次郎議員。

(9番 新井鼓次郎議員登壇)

9番(新井鼓次郎議員) 皆さん、おはようございます。9番、横瀬町の新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたしますが、その前にこのたびの西日本を中心とした豪雨災害では多くの方がお亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。私の質問は、Net119の取り組みについてであります。Net119緊急通報システムとは、聴覚障害のある方や言語による通報に不安のある方が、自身の持つ携帯電話やスマートフォン等のインターネット接続機能を利用して119番通報を行うことができるシステムであるそうです。総務省消防庁防災情報室が発行した119番通報の多様化に関する検討会の報告書によると、平成28年4月現在、このような考えのシステムは約2割の消防本部で導入されているそうです。そこで(1)として、このNet119緊急通報システムとはどのようなものか、お伺いします。

次に、(2)として、秩父消防本部の取り組みはどのようになっているか、お伺いします。

先週実施した高機能消防指令センターの視察の際、説明の中でメール119という言葉がありました。当組合でも既に運用されていることがわかり大変ありがたく思った次第であります。このサービス内容についてお聞かせください。

また、今後の展開として、検討会の報告書によると、消防本部間の連携を実現し、利用者がいつでも日本全国どこにいても情報が伝達され、速やかに消防隊や救急隊を現場に派遣できるのが望ましいとありますが、今後の取り組み、PR活動等についてもお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

議長(小櫃市郎議員) 9番、新井鼓次郎議員の質問に対する答弁を求めます。

指令課長。

(関河幹男消防本部次長兼指令課長登壇)

関河幹男消防本部次長兼指令課長 それでは、新井議員ご質問のNet119緊急通報システムの取り組みについて、(1)、システムの概要についてお答えいたします。

消防本部が119番通報の受け付けから緊急車両が出動するまでの流れは、火災や救急事案等の緊急事態の発生を覚知した通報者が119番をダイヤルすることで、消防指令センターにその緊急事態の発生を知らせ、通報を受けた消防指令センターから消防隊や救急隊への出動指令を行う、こうい

った体制を確立してございます。しかし、このような音声通話による通報の仕組みは、音声による意思疎通が困難な聴覚や言語機能に障害のある方にとっては、利用が極めて困難でございます。N e t 119緊急通報システムは、聴覚、言語機能障害のある方が、緊急時にどこからでも119番通報を行うことができ、その緊急通報に消防が迅速、的確に対応することにより、通報者等の生命、身体、財産の保護が図られるシステムでございます。N e t 119緊急通報システムの概要は、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能とGPSの位置情報を利用し、サービス提供事業者が管理、運用するデータセンターの機器を介して消防本部指令センターに通報されます。システムを利用するためには、N e t 119緊急通報システムによる通報を受理する消防本部の管轄地域に在住し、文字情報等による意思疎通が可能な、聴覚や言語機能障害者の方で事前の登録が必要でございます。

続きまして、(2)、秩父消防本部の取り組みについてお答えいたします。

現在秩父消防本部が聴覚や言語機能に障害のある方からの119番を受け付ける方法は、携帯電話やパソコンを利用したメール119通報システム、さらにファクス119受信装置、これによる覚知でございます。電子メールやファクスによる119番の受け付け方法にも課題がございます。電子メールによる受け付けでは、通報場所を特定するために電子メールでのやりとりを行う必要があること、またファクスによる受け付けでは利用できる場所が限られることなどです。これらの受け付け方法と比較して、N e t 119緊急通報システムは、スマートフォンや携帯電話をお持ちで、インターネット機能を使用できる方であれば、自宅のみならず外出先からの緊急通報が可能なことなど、利便性が向上したシステムでございます。また、N e t 119緊急通報システムについては、平成29年3月に総務省消防庁防災情報室から119番通報の多様化に関する検討会の結果が報告され、各都道府県消防防災主管及び全国の消防本部へ導入を進めるよう通知が発出されているところです。現在は導入している消防本部は少ない状況でございますけれども、今後導入する消防本部が増加することが予想できますので、秩父消防本部としてもN e t 119緊急通報システム導入の検討を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 9番、新井鼓次郎議員。

9番（新井鼓次郎議員） ご答弁ありがとうございました。

このN e t 119システムですが、現在秩父消防本部が導入されているメール119、ファクス119というものが、どうも消防管内だけの登録者の方が利用できて、管外に行ってしまった場合のヘルプとか助けを求める際に、応用がまだまだ不完全というような欠点があるというようなことでございます。ぜひN e t 119への移行を速やかに進めていただいて、全国どこでも通報できる、把握できることでGPSを使ったものを導入していただきたいと思うのですが、経費等もありますし、インターネットを使うということで情報漏えい等のこともあると思いますが、そういうものは十分配慮していただきまして検討をお願いしたいと思います。その中でまだ導入しているところが少ない

というところでありますので、これから検討をどんどん進めていってほしいのですが、このシステムの運用において、秩父消防本部単独でベースを置いて情報をいただくためのネットワークをつくっていくのか、あるいは全国主要なところに基地、ベースがあって、その情報を配信していただけるのか。そういう考えができると思うのですが、できれば全国統一の規格にのっとってやっていただいたほうが今後の展開が楽になると思うのですが、GPSのデータセンター等のお言葉もありましたが、システムの統一についての見解をもう一度お願いいたします。

それから、このありがたいシステム、メール119、ファクス119を含めて、地域住民の方に広く浸透しているかどうかというところでちょっと疑問もありますので、先ほどもご質問しましたが、このPR活動について今後どのように、広報紙等もあると思うのですが、通じてやっていくのか、お教えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 指令課長。

（関河幹男消防本部次長兼指令課長登壇）

関河幹男消防本部次長兼指令課長 それでは、再質問についてでございますけれども、まず導入の数でございますけれども、私がインターネットで検索、調査した結果では、全国728消防本部中120消防本部、県内27消防本部中12消防本部が導入されている状況です。県北5消防本部の中にあっては、現在ゼロという形になっております。先ほど議員からご質問ありましたが、今後単独でこういったことをやるのか、それから基地的なところでやるのかというご質問ございましたけれども、国のほうでも単独でやるのが難しい場合には幾つかの消防本部がまとまって、その中で大きい消防本部が基地となってやるような形も一つのやり方だという指針が出されております。そういったところも含めまして、今後皆さんにとって利用のしやすいシステムを構築したいと思っております。

それから、サービスの事業者なのでございますけれども、現在大きな事業者で消防庁から承認されている事業者は2業者あるそうでございます。この事業者は、やはりその事業者同士で連携できるような形をとるよう指針は出されてはございますけれども、今の時点ではその2つの事業者が連携し通報を受けられる形は、現在まだ構築されていないような状況だということでございます。

それと、PRのことについてですけれども、メール119通報システムの広報につきましては、広域ホームページに掲載してございまして、さらにシステムを開始いたします前に各市町の担当者へシステムと利用者登録の説明及び住民への周知を依頼いたしました。さらに、各市町の広報の8月号にこの通報システムのPRということで掲載をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 9番、新井鼓次郎議員。

9番（新井鼓次郎議員） ご答弁ありがとうございました。

再々質問になります。その前にこのNet119導入に当たりまして、各消防本部間の連携というのは、そういうのを密にさせていただきまして、本当の意味の広域の連携をとっていただいて運

用ができればいいのではないかと思いますので、検討の際には連携ということ胸に置いて勉強を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、将来の話、希望なのですが、障害のある方ではないにしても、外国人の方で例えば日本語が不自由な方等の救済ということも将来考えなければいけない項目になってくる可能性があります。障害のない方でも使えるような幅広いシステム運用というのはお考えになってますか。将来への展望なので、できたらお聞かせいただければありがたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 指令課長。

（関河幹男消防本部次長兼指令課長登壇）

関河幹男消防本部次長兼指令課長 議員の再々質問に障害者のみならずというところがありましたけれども、やはり国のほうのこういったシステムの検証のところでも、外国人の方など日本語がわからないような方も一つの検証対象となっているようでした。ちなみに、秩父消防本部が導入しました今回の高機能指令センターの119番受け付けの場合にも、指令課員に外国語堪能な者がおりませんので、システムの中に主要の5カ国語で、あなたは日本語がしゃべれますか、救急ですか、火災ですかといった簡単な問答を発出できるような装置にはなっております。

それから、各消防本部の今後の連携ということでございますけれども、秩父消防本部で導入するような形を考えたときに、全国的にどこへ行っても障害者等の皆さんが利用できるような、そういった各消防本部との連携をとれるようなシステムを構築していけたらと思っております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 9番、新井鼓次郎議員の一般質問を終わります。

次に、15番、岩田和幸議員。

（15番 岩田和幸議員登壇）

15番（岩田和幸議員） 15番、岩田和幸です。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

まず、西日本豪雨災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。豪雨災害は、日本中どこで起きてもおかしくない時代になっています。私たちも日ごろから気をつけていかなければなりません。また、改めて災害が起きたとき、地域力が試される時期が来たのかなというふうに思います。そして、災害にあっては山の手入れが大事だと言われております。先日も全国環境デーの総会がありましたが、秩父は非常に山が多いところなんです。この山をどのように管理していくかということは、非常に大事だと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。1としまして、職員の教育について。今年の2月定例会で私の一般質問の中で職員の教育について伺いました。それに対し、町田事務局長は「全体の奉仕者として公務員倫理とコンプライアンスを兼ね備えた職員の育成にも今後取り組ん

でまいりたいと存じます」と答弁されました。その後の職員の教育はどのようにされましたか、伺います。

(2)、戦後70年以上がたち世の中も大分変わってきました。事務事業の内容全般について見直す時期が来ていると思いますが、いかがですか、伺います。

大項目の2としまして水道事業について。(1)、ミュージックパークを越えて小鹿野町に配水する計画と、小鹿野町の三山、浦島、小鹿野の3浄水場を更新する場合の比較が水道局より公表されています。それには問題点があります。ミュージックパーク越えの分には浄水設備の費用が含まれていません。なぜこのような比較をするのか、伺います。

(2)、前回の私の一般質問、橋立浄水場及び別所浄水場それぞれの更新費用額(再取得価格)は幾らですかの答弁で、橋立浄水場約50億円、別所浄水場約53億円と述べられましたが、どんな積算根拠なのか、伺います。

(3)、ミュージックパークを越えて小鹿野町に配水する計画の進捗状況はどのようですか、伺います。

(4)、前回の私の一般質問、ミュージックパークを越えて小鹿野町に配水する計画では、災害が起き断水した場合に対して、ほとんどが配管の耐震性についてしか答弁されていません。ポンプや電気設備、機械設備の災害について、どのように対応するのか、伺います。

(5)、小鹿野町議会では、小鹿野浄水場を残す決議がされています。これをどうに受けとめているのか、伺います。

大項目の3、水道工事及び設計の発注方法について。(1)、昨年度DB方式で横瀬管内の事業をしたようですが、なぜ1事業体しか発注しないのか、伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長(小櫃市郎議員) 15番、岩田和幸議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 15番、岩田和幸議員の職員の教育についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、(1)、2月定例会後の職員教育への取り組みについてでございますが、組合では職員に対し、秩父広域圏全体の奉仕者としてふさわしい人格、教養を培わせるとともに、業務の遂行上必要な知識及び技能を習得し、時代に即応する公務員としての資質を備えさせるため、各種の研修を受講させております。これらの研修には派遣職員も当然含めてはおりますが、全職員というわけにはなかなかまいりませんので、計画的に各所属のバランス等も考慮しながら、彩の国さいたま人づくり広域連合主催の研修会等へ積極的に参加をさせているところでございます。また、事務局、消防本部、水道局において、定期的に課所長以上の職員による所属長会議を行っております。この会議の結果については、各所属で行うミーティング時に各職員に伝達されますので、この会議を利用し、

職員教育に関する話などもさせていただいているところがございます。いずれにいたしましても、いろいろな機会を利用して職員の教育、育成に引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

次に、(2)、組合事務事業の見直しにつきましては、組合の共同処理する事業は、組合構成市町から移管されたものであり、組合独自でこの事業を見直すことはできません。しかし、広域的に処理することにより、より効率的、経済的な執行が求められているのではないかと存じます。また、必要に応じ、機構改革や事務事業の見直しに取り組んでおるところでございます。特に予算編成時に当たりましては、事務事業ヒアリング等を行い、次年度の予算等のもととしておるところでございます。当組合の一般会計予算につきましては、構成市町からの負担金の占める割合が約7割となっております。構成市町の負担が大きくなることのないよう、常に予算の有効活用と経費節減等に考慮するとともに、事務事業の見直し等も行いながら職員一丸となって業務に取り組んでいるところでございます。秩父広域市町村圏組合も発足後50年を迎えようとしています。今まで蓄積したものを生かしていくことは当然でございますが、ともすると前例踏襲となりかねないことから、時代に即した見直しを適宜実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 ご質問の2、水道事業について、(1)から(4)につきまして、順次ご答弁申し上げます。

初めに、質問の(1)でございますが、2月定例会において岩田議員、斎藤議員にご答弁申し上げましたが、別所浄水場は秩父市単独であっても広域化しても、基幹浄水場に変わりなく、現段階においては同様の規模で修繕及び更新を繰り返しながら維持していく予定でございます。したがって、その費用は単独であっても広域化であっても同じ金額ですので、公表金額の中で相殺されるにすぎません。更新費用を含めて比較しても削減額が変わることはございませんので、費用の比較にあっては、別所浄水場の更新費用を入れて比較する必要はないと考えたものでございます。

続きまして、(2)の算出根拠についてお答えいたします。

橋立浄水場及び別所浄水場の積算根拠ですが、平成25年度時点の施設リスト等をもとに再取得価格で推計したものでございます。再取得価格の算定に当たりましては、厚生労働省、平成25年度水道におけるアセットマネジメントの導入に関する調査の成果を踏まえて、秩父市水道部の現有の施設について、厚生労働省水道事業の再構築に係る施設更新費用算定手引に示されている費用関数を用いて算出しており、取水場から浄水場までの浄水施設の費用となっております。あくまでこの再取得価格は、平成25年度時点に存在した施設について、平成25年度の性能基準によって取得した場合の金額でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3の進捗状況でございますが、2月定例会で答弁させていただきましたとおり、別所浄水

場からミュージックパーク配水池までの進捗率は30%と変わっておりません。ミュージックパーク配水池から小鹿野町の信濃石交差点付近まで約6.9キロございますが、赤平橋の添架管設計委託が完了しております。したがって、全体計画延長9.9キロメートルに対する進捗率は約9%となります。今年度の事業でございますが、久那地内の送水第2ポンプ室、用地測量、地質調査、物件調査、不動産鑑定を実施する予定でございますが、地権者にはおおむねご了解をいただいておりますので、用地取得に向けた交渉を開始したいと考えております。

また、ミュージックパーク配水池につきましては、公園内及び防災基地付近を含めた数カ所の候補地につきまして、現在模索しているところでございます。

次に、(4)の災害時の対応についてお答えいたします。

今回の西日本における豪雨においても甚大な被害があり、水道施設の復旧に時間を要し、他の事業体の応援が重要であると改めて感じたところでございます。機械、電気設備等の耐震化でございますが、これらは通常予備機を設置し交互運転を行っており、片方が停止してももう片方が運転することで断水にならないように整備をしております。例えば落雷等で機械等がダウンした場合、速やかに復旧させるため、電気については非常用発電機が稼働するように整備されております。また、機械操作盤の機器については、地元電気業者や関東電気保安協会、さらに計装機器及びポンプ点検の契約を結んでいる業者に24時間対応していただくよう非常時に備えております。しかしながら、東日本大震災や今回の西日本の豪雨被害の規模の災害が起きた場合は、浄水機能がストップしてしまうことが想定できます。災害時の対応といたしましては、2月定例会で岩田議員にもご答弁申し上げましたが、日本水道協会会員間で相互応援を行うことが決められております。その応援方法につきましては、手引により細かく定められているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 では、岩田議員からの水道事業(5)、小鹿野町議会における水道浄水場存続の決議をどう受けとめるのかという内容に対しまして答弁を申し上げます。

この内容等々は報告をきちんと受けており、私も小鹿野町長さんからいろいろお話を伺い、そしてまたいろいろな機関の様子等々も、その内容等々で聞いております。結論から申し上げますと、この内容等々はまさに言葉どおり重く受けとめて、その対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 次に、3の(1)、1事業体のみとの契約の理由でございますが、DB方式は新たな発注方法ございまして、対象事業者が少ない現状の中、2社からDB方式の提案がございました。そのうち1社につきましては、該当する参加申請の登録がされておりませんでしたので、JV方式の1社の随契になったものでございます。この契約先でございますが、工事及び設計業務を群馬東部水道企業団でも受注実績のある株式会社クボタと、監理業務を過去の実績を考慮した結果、株式会社日水コンで業務の切り分けを行い、クボタ、日水コン特定建設工事共同企業体と契約を締結しております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 再質問させていただきます。

答弁の中で職員について研修はさせているとか、ミーティング時に話をしているとかという答弁ですが、あるいはまた時代に合ったことをしていきたいと考えているということですが、まず第1に、私が前回に引き続きこの問題を出したのは、前は久喜管理者に最後に質問したわけなのです。そのときに水道局長が答弁しただけで本当の核心部分が答弁されていなかったということで、再度質問させていただいたところでした。最初に管理者が答弁したときは、実際に問題のある職員がいれば、それに対応しますという答弁をいただいたので、これはよかったなと思ったのですが、今申し上げたように水道局長が最後に答弁して、水道局長の考えとしては、私、岩田和幸の考えと職員の考え方に乖離があるというだけの答弁でした。それは当然、私は乖離があるからこそ、この議場で質問したわけです。はっきり主席主幹……という名前も挙げました。一般的には個人名、個人というか名前は挙げたくないわけですが、そうしないとわからないのではっきり挙げたわけです。それについて、ただ乖離があるから、それだけで済まされたのでは困るのです。管理者、この点についてどう考えているか、この点ひとつ伺いたいのですが、またその後それなりに指導したのかどうか、その点もお伺いしたい。

それと、私、経験の中では、研修などの勉強も大事なのですが、ふだん上司がきちんとした仕事、一般の住民の人に対してもですが、議会の答弁でもそうです。きちんとした仕事をしていれば、若い職員も自然と公務員としての資質が身につくのではありませんかと私は思っています。世の中で子は親の背中を見て育っております。事務局長が公務員らしい態度で仕事をすれば、よい手本になり教育になると思います。そして、当然ながら管理者も一番上に立っているわけですから、手本になるように言葉遣い、その他のことに注意してほしいなと思います。管理者に伺いたいのは、そういう考えのもとに、前は公文書でないから答弁できないというような、小鹿野町のチラシについて申し上げましたけれども、この点についてもどうしてそうなのか、伺いたいと思うのです。もう一度申し上げます。高野局長がなぜ答弁しただけなのか。それと今言ったように公文書でなければ答弁できないようなことを言いますが、一般的には週刊誌でさえも大分問題になります。

その点について管理者に伺います。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 一職員に対しまして岩田議員のほうからのいろいろなお考え、確かにその後のところとして議会が終わってからも私もよく考えさせていただきました。私、その職員に関しましては信頼しておりますし、そういう思いでもって水道局のほうに派遣しております。ですから、いろいろそういうふうな議員からのお考えあったかもしれませんが、私はそのように判断をして、今後いろいろなトラブルがないように地域住民とのきちんとした意見交換なり、その対応等々きちんとするようにというふうなことは基本でありますので、今後もその職員に対しましてはそのようにしていくというふうに思っております。

また、議会は、公の立場でありますので、公文書でなく私的なものに関しましての答弁は差し控えたいと思います。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 教育については、私も納得しましたけれども、その後の公文書でないからというのはちょっと問題だと思います。世の中には公文書でないものもいっぱいあって、その中で私たちは生活しているわけですね。この議会は確かに公務ですけれども、だからといって公務だけということはありませんはずだと思うのですよ。その点については、管理者もう一度よく考えてほしいと思うのですけれども、どうしてもその考えは変えるつもりはないのですか、伺います。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 変更するつもりはございません。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） それこそ戦後70年以上たったので事務事業についてということで質問させていただきましたが、再質問をさせていただきます。

（何事か言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 岩田議員、最初に私が申しました。大項目についての中のこの職員の教育についてでございますけれども、これは3回が過ぎましたので、次に移っていただければと思います。

15番（岩田和幸議員） 議長に申し上げます。先日の全員協議会では、そのことを私が取り上げたときに、議員の考えでどちらでもいいというふうに議長はおっしゃったと思います。最終的な決はとっていないと思います、皆さんから。書記長が言ったことは私も覚えています、確かに。でも、最終的に議長が決をとったかどうかというのとっていなかったと思ったので、今そうさせてもらった

のですけれども、どうしてもだめなのですか。

(何事か言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) やるのだから、やらないのだから。

15番(岩田和幸議員) それでは、させていただきます。

それでは、簡単にいきますのでお願いします。実は予算のときにも申し上げました。これささいなことですけれども、款項目というのがありますね。款は1つしかない。この一般質問の中でも…

議長(小櫃市郎議員) 岩田議員、ちょっとよろしいですか。一般質問でございますので、どこの、大項目の2番。

15番(岩田和幸議員) 大項目、ここには書いていない大項目。質問事項というのを大項目として通告はしてありますね。そういう意味なのです。その説明を今するところです。

議長(小櫃市郎議員) どこの部分であなたは今やっているの。

15番(岩田和幸議員) 済みません。1の(2)です。だめなのですか。

議長(小櫃市郎議員) 1の(2)は、1番については、私は先ほど申し上げました。もう3回が過ぎていたので、今4回目です。今あなたは間違っているのだと思うけれども、2番について、大項目の2番については発言を許します。2番、3番については。

15番(岩田和幸議員) それでは、2、水道事業について、(1)から順次行きますが、ここにも書いてあります。別所浄水場は、小鹿野に送るためには必要な浄水場なはずなのです。統合しなくても別所浄水場は更新するのだから関係ないというのは、おかしい話だと思います。そこで私は、自分なりに資料をつくらせてもらって皆さんに配付させていただきました。参考資料1ですけれども、別所浄水場の稼働率が2万立方メートルの浄水能力に対して、先日、先週ですよ、一般質問のヒアリングのときは、加藤水道局長の話によると1万2,000立方メートルの配水、6割しか使っていないという話でした。けさになって1万6,000でしたという話も伺いましたけれども、それはそれとして、もし小鹿野に送らなければ将来人口が減少して配水量が6割なり、私は5割と書きましたけれども、6割を基準にして書いたので5割になっています。別所浄水場、最初つくったときの半分の費用で更新できる理屈になります。今6割ですけれども、人口が減ったりすれば、約ですよ、約の話ですけれども、そういう考え方もできるはずなのです。当初52億円でつくったということですが、仮にですよ、1.2倍して62.4億円の更新費用と試算したときですよ。この半分で更新できるとすると、31.2億円で更新できます。差額は大分ふえます。現在の6割の稼働率で、62.4億円の6割として37.44億円です。ところが、別所浄水場から小鹿野町に4,000立方メートル送る予定です。これも過日水道局のほうから聞いた数字。要するに2万立方の2割とのことですが、そうすると62.4億円の2割と仮定したときですよ。先ほど言ったようにこの数字もなかなか、稼働率の数字も大分変化して言われていますので、あくまでも私の仮定でやったとき、2割としたときに、12.48億

円が小鹿野に送る浄水施設の費用だと考えることができるわけ。一つの考え方です。

ところが、さっき言ったように数字がなかなか曖昧で、この52億円か3億円で作ったというのが、50年間維持したら53億円できると答弁されていますけれども、電気代やそういうのがかからないとできるはずがないのですよ。実際本当に細かいもの出していただけないのです、別所の浄水場の細かいものが出ていただけません。小鹿野の浄水場も、今使っている浄水場は昭和56年ごろ作ったものらしいのですけれども、それもわかりません。ただ、小鹿野の場合は、昭和41年に一番最初につくったのが、3つの浄水場足して4億7,000万円ぐらいだという数字だけは出ていました。

その後、今の浄水場つくったのが56年ごろで、この金額が出ないのでなかなか比較するのは難しいのですが、参考資料2を見てもらいたいのですが、小鹿野浄水場更新した場合の費用として、取水場が1億3,900万円、調査費1,400万円、足して1億5,300万円と。浄水場そのものは22億5,200万円プラス調査費2億2,500万円。この浄水能力が5,500立方メートルだそうです。これは1日ですが。計で24億7,700万円。取水場と浄水場で26.3億円。別所浄水場から4,000立方メートル。これは浄水能力が5,500立方メートルですから、これだけの能力は必要ないということです。5,500立方と4,000を比較すると、金額で26.3億円対Xとなります。Xを計算すると19.13億円。小鹿野に送るための浄水施設の費用としてですよ、別所の浄水場を更新したとき、このぐらいの金がかかるはずなのですよね。極論言えば小鹿野に送らなければ小さい浄水場で済むわけですから。先ほど言ったように6割なのか、半分なのかわかりません。そういう理屈になりますね。これだけは誰も否定できないと思うのですが、もし違っていたら指摘をしてもらいたいと思いますが、これはあくまで水道局が出した数字に基づいて計算したものです。

そうしますと、ミューズパークに配水池をつくり小鹿野に送る費用として約27億円と言われています。19.13億円と今の約27億円足すと46.13億円、小鹿野町に送る費用がかかるわけです。水道局が今まで主張してきた43億円と比較すると、46.13億円引く43億円が3.13億円、3億1,300万円ですね。小鹿野の浄水場を更新したほうが安いという考え方が成り立つ。これ先ほど言ったように別所浄水場の計算してみると大分差があるわけですが、これなぜかといったら本当に小鹿野の浄水場を直すのに34億円かかるのかどうかで差が開いたのだと思います。この計算をしながら、もっと小さい差に近づけるには別所の浄水場をつくったときのどういう浄水池だとか、別所浄水場の中にあるコンクリでできているか、水をためたりするもの、幾つどういうものがあったと計算すれば出てくると思うのです。ただ、機械だけはなかなか難しい。そもそも56年ごろ別所をつくったと聞いていますが、そのころに機械というのは余りなかったと思います。ですから、その点については難しいですが、概略としてあくまでも小鹿野もそうだったと思う。当時は機械設備、電気設備も少なかったと思う。ですから、その比率は多分同じ比率ですから、こういう計算が成り立つと思うのです。

それと、私は、要するに見直しをしてほしいというのが一つの思いで、前回に続いて質問させていただいた。先週、全員協議会で「水の惑星に生きる作法」というのを全議員に配付させていただきましたが、これを読んでも中部でも見直しているのですね。岩手県中部の水道事業体、統合したところですが、ここに書いてあるのですけれども、1つ、今必要なのは縮小なのです。人口減少に直面する地方ほどダウンサイジングが急務ですとあるのですよ。こういうこともよく頭に置いていただかないと、10年後、20年後にあんな大きいものつくってどうするのですかという話がよくあります。そもそも私が、今度の水道統合の前に小鹿野町から聞いたのが、別所浄水場は少し大き過ぎたのをつくったと。理由は、大田のほうに工場がいっぱいできる予定でつくったと。しかも、人口もふえる予定だったと。約3割大きかったというふうに聞いています。そして、横瀬の姿の池は、やっぱり人口がふえたりするという理由で大きくつくって、4割大きいという話は、小鹿野町の水道課のほうから聞いています。そうすると、先ほどの別所浄水場で2万のうちの1万6,000、これはちょっと理解しがたい。理由は、秩父の場合は漏水が激しいわけ。漏水の分がないのではないのですかということになると思います。漏水を含めての1万6,000ということなのかもしれませんが、そういうちょっとしたことですから、漏水だとか人口減少についてよく考えないと、でかいものをつくり過ぎると。これは私だけではなくて、ここに皆さんに配付した資料にもそういうふう書いてあります。

それと、この資料の54ページのほうですが、住民管理可能な小規模施設の見直しというところがありまして、小規模でも効率よい施設は存続させることになりましたというのがあります。そうだと思うのです。小さくても率をよくすればいいと思います。恐らく私は、今は長尾根の問題で見直ししてほしいというのがメインですけれども、前も申し上げたかもしれませんが、150人の給水人口で計画したものが、現在20人ちょっとだということもあります。それに今7,000万円ぐらいかけるという話も聞いています。そういった私を見直しをしてほしいということで、このチラシも私だけの考えでないということで読んでいただいたと思うのですが、一番簡単なのは、そもそも水道はきれいな水があるところにコンクリでタンクをつくって送ればいいということ。その原理をよく考えてほしいということです。時間がなくなりますので、これについては、この配ったものについてはまだいろいろ書いてあるわけですが、とにかく少ない人件費で効率がいいものをつくってほしいということが主でございます。

それでは、今申し上げたように、1つは別所浄水場の金額、比較のことを答弁してほしいことと、次に橋立浄水場と別所浄水場の再取得価格についてですが、平成25年の国の基準でやったということですが、要するに水道局ではこの橋立も別所も小鹿野もそうですが、日水コンが試算したものを100%うのみにしているということです。どうしてこの根拠そのものだけでやるのか。この点について水道局でももう少し検証すべきという考えを持っているので、この(2)については質問したので、ぜひこの根拠が100%だと自分たちも検証してほしいということですが、この点につい

て伺います。

(3)、ミューズパークを越えての進捗ですが、工事が30%で橋につける関係ですが、設計に出したということで、また配水池をつくる土地については数カ所検討中だということですが、いつごろ大体めどに、一番問題なのは配水池ですね、配水池をつくる場所を取得できそうなのか、時期を伺いたいと思います。

(4)の災害のときですが、先ほど答弁の中にもありましたが、東日本大震災や今度の西日本の豪雨災害で、やっぱり今までの考え方だけでは防げないということがよくわかったと。災害について、日本水道協会との協定であるとか、あるいは24時間管理してもらっている。これは確かにその範囲でおさまる災害はいいのですが、西日本の豪雨災害でも、それ以外のものがあつたと思うのです。要するに電気系統ですね、モーター類とかほかの電気系統、実際に起きたときにはそんなに簡単にできるときだけではありません。恐らくこれから大変な問題が起きると思います。そのときに小鹿野中心市街地で全ての水がストップする可能性が大です。しかも、まだ西日本でも断水しているところがあるようですけれども、小さい例えばポンプや機械であれば、地元の電気屋さんやそういうところで直せるかもしれません。今度のミューズパーク越えのような大きな事業では、そう簡単に直せないと思います。この点について、もう一度どう対応するのか、伺いたいと思います。

(5)、小鹿野町議会で議決したことについては重く受けとめているということですから、そのようにこれから配慮してほしいなと思います。これについてももう一度、もし何かありましたら管理者に伺いたいと思います。とりあえずここで2の水道問題についての再質問とさせていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員の2、水道事業について、2回目の質問に対し答弁を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 岩田議員の再質問にお答えします。

まず初めに、橋立浄水場と別所浄水場の再取得価格でございますが、先ほども答弁させていただきましたが、算出につきましては国が出している基準に基づいて出したものでございます。具体的にはそれをもとに、平成25年の固定資産台帳のリストをもとに橋立、別所浄水場の再取得価格についてお答え申し上げます。

別所浄水場でございますが、土木施設が約18億円、建築施設が約5.5億円、機械設備が7億円、電気設備が19.5億円でございます。それから、別所浄水場につきましては、土木施設が20.5億円、建築施設が5.5億円、機械設備が10億円、電気設備が約17億円となっております。

なお、先ほど申しましたように、あくまでもこの算出価格は平成25年時点に存在した施設についてのものがございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

それから、この算出根拠に当たって日水コンの数字を丸のみしたという形でございますけれども、

これについては、厚労省が日水コンに橋立、別所の再取得価格を発注したもので、あくまでも国が出した数字をいただいたものでございます。

それから、ミューズパークの進捗状況、用地の取得時期でございますけれども、ミューズパークの配水池につきましては、相手方もいることなのでいつとは言えませんが、ある程度の、先ほど申しました数箇所を地権者にこれから当たっていくような形をとりますので、時期についてはまだ未定でございます。

あと、災害の関係でございますけれども、2月の議会でも前局長が答弁したとおり、大きな災害があれば、どこの地区も同じような被害があつて、東日本のようなものが来れば全部の浄水場が長期間とまるようなことになると思いますけれども、そのようなことになった場合には、日本水道協会とか県の応援とか、最終的には自衛隊の応援要請とかになってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 今最後のほうで水道協会関係の協定だということにとれたのですが、先ほども最初の答弁でもそういうことがありましたが、地元というのはどうなっているのだろうかと思うのです。地元の水道屋さんの人たちとの関係どうなっているのかということ伺いたい。やっぱりいざというときには地元だと思うのですね、災害が起きたときには。日本水道協会、これは規模が大きくて、いいことは確かに間違いないのですけれども、いざというときにどれだけの人に来てくれるかというのは未定です。特に秩父のように川や山で仕切られたりするところに、それなりの復旧作業するには、地元をよく知っている人でないと難しいのではないかというふうに思います。その点について、再々質問とさせていただきます。

それと、取得価格関係ですが、国がやったからいいというのは、それまで、もっともらしい答弁ですが、先ほど岩手中部の水道だとか、あと幾つか申し上げたりしたのですが、まだこの中に津山だとか盛岡の例で見直しとかもあります。こういうのをやっぱり参考にすべきだと思うのです。そして、自分たちで水道局で少しは、少しはと言ったら失礼ですが、検討してもらいたいと思うのです。1つの例ですが、先ほどこれも配ってもらったと思うのですが、小鹿野浄水場についてというのがあります。A4の紙ですが、このようにいろいろな計画水量等があつて、ここの下のやつ、絵があります。これが別所浄水場もこんなようなものがあるのではないかと思うのですね。そうすれば、私もこういうのを参考に、こうにやったほうがいいのかということ、一つの提案もできると思うのですが、今まで余りにしても、余りにしても資料が出されていないということ。国の基準だとかということだけなのですけれども。先ほど私が計算したのを見ていただきましたが、こういう資料をいっぱい出していただければ、土木の人たちにも聞いたりして、それなりの数字を出せると思います。みんなでそうしたいと思うのですが、この点について、管理者に資料をなるべ

く出すようにしていただきたいと思うのですが、その点についてお伺いします。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員の2、水道事業については、3回目、最後の質問に対し、答弁を求めます。

水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 再々質問にお答え申し上げます。

先ほどの災害の関係でございますが、広域の管工事組合と災害協定を締結しております。それから、秩父市の地域防災計画にも、その中に一部盛り込んでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 通常資料提供は、議会の同意をいただいて議長のほうから取り計らうというのが通例であるというように思いますので、私からは答弁を控えさせていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） それでは、3の水道工事及び設計の発注方法についての再質問をさせていただきます。

このDB方式というのはもっともらしくていいようですけれども、職員が設計などが勉強できないのではないかとと思うのですけれども、この点についてどう考えているのか。

それと、設計施工で発注すれば職員の負担軽減ということは聞こえはいいが、職員が仕事をしなくても済むという。ということは、職員数を減らすのかという点、そういうことを考えているのかどうか。私がこの広域に来る前に神田議員が出ていたと思いますが、広域に、神田議員の質問で再三あったのは、49人で水道統合したとき、発足するはずだったのが、2人ふやして51人にするのはなぜかということを質問したときに、答弁では技術者を養うためということ、育てるためということで答弁されていますが、DB方式で発注してしまったのでは勉強できないと思うのですね、技術が。

それと、この問題はもう一つ、その問題とは、材料を直接クボタが入れるわけですね、配管とか。そうすると、地元の、あるいは途中の間屋とか販売店、管材のそういうところのお店が大変なことになります、仕事が減るわけですから。この点についてどう考えているのか。そういうことも本来考えて行すべきだと思います。その点について、今3つ4つ質問しましたが、再質問の答弁を求めます。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 岩田議員のDBに関する再質問にお答え申し上げます。

まず初めに、職員の勉強でございますが、現在日本水道協会では、年間を通じいろんな設計とか維持管理、そういったものの研修を開催しております。水道局としても、そういった研修に積極的に参加するよう職員には話しております。

次に、職員の人数の減でございますが、今後施設の統廃合をしていく中で計画的に人数は減らしていくような計画でございます。DB方式で発注しますと設計施工一括ということで、その部分での職員が徐々に減らしていけるのではないかと考えております。

それから、材料の購入ですけれども、今回のDB方式、いろんな検証を行って、メリット、デメリットございますけれども、その辺についても今後検証の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） いいですか。15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 再々質問させていただきます。これが最後ですが。

時間をちょっと、議長、確認させてください。あと何分ですか。

議長（小櫃市郎議員） あと5分、5分40秒。

15番（岩田和幸議員） 職員数については、神田議員が質問したときから多いのではないかと考えているのに、技術屋をふやすというのでふやした。おかしな話だということ、しかも研修に出すから技術を見られる。ところが、違うのだよね、やっぱり。研修へ行っても覚えられるだけではないと思います。先日もある水道屋さん、業者に聞いたのですが、確かに水道局の人が技術がなければ困るという話聞いたのですが、よく考えてみたら、1つには、どこにどういう管が入っていたり、どう曲がって配管されているとか、そういうこともよく知っていないと困ることが1つにあったと。これはよく、うちの近くの秩父市役所の水道のほうに勤めていた人が言っていました。長く勤めていると、あそこにこういう管があるというのをよく知っているそうです。それは確かにそうだと思います。そういう職員をどうのように育てるかということは非常に大事ではないかと思っています。ただ、水道協会の研修にやるからいい。それだけでは絶対に育たないと思います。私も今秩父の水道局で使い始めたコーポリというのか、ハイポリというのか、の講習も受けましたよ。やれと言えやってみせます。でも、やっぱり水道局の人が知らないと、細かいこうやったらいいのだ、ああやったらいいのだと相談したときに、わからないと困るという話をされた。ですから、やっぱり実地の勉強をさせるべきだと思うのですけれども、DB方式ははっきり言ってよくないと思います。しかも、1事業体しか今入っていません。なぜまた、この点について、今の点と、なぜ1事業体しか入らない。先ほど2業者がどうのこうの言っていますけれども、まだほかにも業者はあると思うのです。税金ですからもう少し透明性のあるものにしていただきたいと思うわけですが、その点についていかがですか。2点、再々質問をさせていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 再々質問にお答え申し上げます。

先ほどの研修でございますけれども、先ほど言ったようにいろんな実地研修も含めた水道協会では実施しております。そのほかにもいろんな研修がございます、そのような研修には積極的に参加をさせております。また、現場についても監督員が各担当する工事を受け持って、その中で先輩から教わったりしながらやっております。あと、経験でございますけれども、埋設管の位置とか、なかなか管路延長も長く、短期間で覚えるのは難しいものですから、マッピング等で徐々にそういった、どこの道路にどんなものが入っているというのは勉強していくことが重要だと考えております。

先ほどのDB方式の透明性でございますけれども、29年度は試行でやったものでございまして、水道局としても模索してどんなところがやっているかというのを、全国的にも例がないものでございますから、実績がある群馬東部とかそういったところに視察に行ったりして勉強させていただきました。今後はその透明性を確保する意味でも、一般競争とかプロポーザル方式の導入を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(小櫃市郎議員) 15番、岩田和幸議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

議長(小櫃市郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、黒澤秀之議員。

(3番 黒澤秀之議員登壇)

3番(黒澤秀之議員) 傍聴者の皆さん、本日はお忙しい中、議場にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。3番、秩父市議会の黒澤秀之でございます。本年5月の臨時会より秩父広域市町村圏組合の議会の議員となりました。この秩父地域に住む全ての人たちが幸せに暮らすことができる、住んでいてよかったと思える秩父地域を実現するために頑張っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、今月初め台風7号を含む、梅雨前線の影響によりまして発生した線状降水帯、中国、近畿、四国地方を中心に甚大な被害をもたらしました平成30年7月豪雨、いわゆる西日本豪雨につきまして、被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々に対しましてご冥福をお祈り申し上げます。被災地では連日の猛暑で、復旧、復興が大

変であるかというふうに思いますけれども、一日も早い復興をお祈りするところでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入りたいと思いますが、議長のお許しを得まして一般質問の要旨をわかりやすくするために、皆様方に補足資料を事前にお配りをさせていただいております。私のほうから新聞の切り抜きも、土砂災害、土砂警戒区域49人死亡、これありますけれども、この後で説明させていただきますが、これを見ながら聞いていただければというふうに思います。

私の今回の一般質問では、大項目1点、消防広域化について伺いたいと思います。これは埼玉県下における常備消防の広域化についてであります。

まず、消防広域化につきまして、改めておさらいの意味で過去の変遷をご紹介させていただきますと、さかのぼること24年前、平成6年9月、消防庁長官における通知、消防広域化基本計画の策定についてに始まります。当時は平成7年の地方分権一括法による合併特例法の改正前でありまして、平成11年から平成18年までに市町村が3,232から1,821に減少した、いわゆる平成の大合併以前でありまして、市町村合併も将来の人口減少につきましても想像の域を超えない時期でありました。その目的は、消防力の小さい小規模消防本部の解消を課題として、地域の実情に応じて検討した上で、都道府県に対しまして消防広域化基本計画の策定を要請したところに始まります。その後、平成13年3月、消防広域化基本計画の見直しについて、平成15年10月、市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について、平成17年、今後の消防体制のあり方に関する調査検討会の開催、平成18年2月、消防審議会の市町村の消防の広域化の推進に関する答申を経て、同6月、消防組織法の一部を改正する法律が、公布、施行されました。言いかえますと、消防庁長官における消防広域化の必要性や重要性の号令が発せられてから12年たって、消防広域化が法律に規定されたということであります。翌月の7月には、市町村の消防の広域化に関する基本指針が告示されました。主なポイントとしましては、消防本部の管轄人口規模の目標は、おおむね30万人以上、広域化実現の期限は平成24年までをめぐり、都道府県においては推進計画を策定というふうにされました。平成21年には消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会の開催などを行い、消防広域化を推進する目的の周知を加えながら進められてまいりました。しかしながら、平成24年に至っても、本来の目的とする消防広域化がなかなか進展しない状況を鑑み、翌平成25年4月、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正を行いまして、消防の広域化の期限を平成30年、今年ですね、今年の4月1日まで延長。おおむね人口30万人以上としていた消防本部の規模の目標を、必ずしも30万人にとらわれず地域の実情を十分考慮するよう変更。国及び都道府県の支援を集中的に実施する消防広域化重点地域の枠組みを創設とされました。さらに、今年、平成30年2月ですね、消防庁は消防広域化について、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正を再び行いまして、期限を本年4月1日から6年延長しまして平成36年4月1日に延ばす発表をいたしました。つまりは消防広域化の取り組みは現在も進行中でありまして、6年後まで続いているということでございます。

ここまでの流れは、国から都道府県を主体として、その取り組みが進められてきたわけでありま

すけれども、実際には埼玉県下どのようにこの間進められてきたのかと見てみますと、まず先ほども話しましたが、都道府県においては、平成18年の消防組織法の一部改正を受け、広域化を推進すべき市町村を対象に消防広域化推進計画を定めるとされていました。当埼玉県では、有識者や市町村関係者などで構成する埼玉県消防広域化推進委員会を設置、これ委員数は14名です。そして、委員会での協議が計5回、また県民コメント制度に基づく意見募集、これは平成20年2月に実施をしまして26件の意見集約が行われましたけれども、それらを踏まえまして、埼玉県内においては自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、平成24年度末までを計画期間とした埼玉県消防広域化推進計画が策定されました。その後、平成25年、先ほどもお話をしましたが、4月に市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正によりまして、計画期間が今年の4月まで延長されております。そして、先ほどもお話しした今年の2月による発表によりまして、埼玉県ではこの計画を1年延長し、来年の4月1日までとしたところでございます。ちなみに、この埼玉県消防広域化推進計画では、県内を7ブロックに分割し、広域化を推進する旨が打ち出されています。

では、実際に埼玉県消防広域化推進計画における秩父消防本部はどのように位置づけられているかを見てみますと、私の資料を見ていただければわかるのですが、青色の部分ですね。第5ブロックに位置づけられまして、熊谷市消防本部、行田市消防本部、深谷市消防本部、児玉郡市広域消防本部、そして秩父消防本部が、一まとまりの消防広域化体制となります。改めまして消防広域化の目的について触れますが、今後の急速な人口減少の進行によりまして、人的、財政的な支援に限られる一方で、消防は火災対応や救急搬送はもちろんのこと、山や川における事故、救助対応、大規模地震、豪雨災害など、複雑化、多様化する災害に、今後対応を迅速にしていかなければなりません。秩父地方は比較的災害に強い地域との話もありますけれども、関東平野北西縁断層帯、これは別名深谷断層帯と言われておりますけれども、もし深谷市近郊を震源とする大規模地震が発生した場合、秩父は最大震度6強とも言われております。また、冒頭お見舞いを申し上げましたが、今月初めの台風7号通過以後の豪雨による大規模災害から言えることですが、急峻な地形を有する秩父地方において、このような災害の被災地にならないとも言えないと思います。人的、財政的な資源を有効活用し、消防力の強化による住民サービスの向上を将来にわたって持続可能とするため、消防体制の維持整備はしっかりと行っていくことが、今後必要な時代に来ているのではないかと考えております。これら国や県の動向、そして人口減少の著しい秩父地域における消防力の維持強化による住民サービスの向上に向けた消防広域化につきまして、8点ほど質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、これまで国、県における消防広域化の取り組みの中で秩父消防本部はどのように取り組んできたのか。他消防本部との広域化に関する会議体ではどのような議論がなされてきたのか、お伺いをいたします。

2点目に、消防を広域化するメリットとして3点ほど挙げられております。私の資料によります

と一番後ろのページです。①としまして、迅速で効果的な出動による住民サービスの向上。2点目に、人員配置の効率化による現場体制の充実、高度化。3点目に、財政、組織面での消防体制の基盤強化などがあります。これらにつきましてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

3点目に、現状の他消防本部との相互応援体制について伺います。埼玉県外では、埼玉県下消防応援協定を締結しているようであります。埼玉県内を4つのブロックに分け、秩父消防本部は第3ブロックに位置づけられております。ブロックの地域代表を熊谷市消防本部が担っているようですが、埼玉県下消防応援協定と消防広域化についての関係性はどのようになっているのか、お伺いいたします。

そして、4点目、人口減少が急速に進展する秩父地域において、消防職員数の維持、確保は問題がないのか、お伺いいたします。

そして、5点目、先日の全員協議会でも見学をさせていただきましたが、約4億3,000万円をかけて導入し、このほど完成した高機能消防指令センターについてであります。この施設の今後の耐用年数はどのくらいになるのか。また、毎年度どのくらいの維持補修費用がかかるのか、お伺いいたします。

6点目に、本定例会議案との関係で出てまいりますのですけれども、今年度2億4,000万円予算計上しております災害対応特殊はしご付消防自動車、はしご車ですね、の更新について、現在保有しているはしご車は、購入してから何回出動しているのか。一般的な耐用年数は何年なのか。また、秩父地域で出動が想定される災害はどのようなもので、どのような場所、どのような場面であるのか、お伺いをいたします。

7点目に、これまで消防広域化における取り組みでは、消防資機材や高機能消防指令センターや消防機能の強化を図るための消防車両などの整備について、事業費の100%に緊急防災・減災事業債を充当し、元利償還金の70%に相当する額を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入する旨の財政支援策がございました。秩父消防本部では、これらの消防広域化に伴う国の財政支援策について検討がなされてきたのか、お伺いいたします。

8点目に、国は6年、県は来年まで消防広域化の取り組みの計画を延長いたしておりますが、秩父消防本部としては、今後この消防広域化をどのように考えるのか、お伺いをさせていただきます。

以上8点につきましてお伺いをさせていただきましたけれども、追加の質問につきましては、自席において質問をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 3番、黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 3番、黒澤議員の質問につきましてお答えをいたします。

消防広域化について、1番目の埼玉県消防広域化推進計画による、これまでの経緯と実績について

てですが、平成20年に埼玉県で策定されました埼玉県消防広域化推進計画に基づきまして、秩父広域の属します第5ブロック内の各市町及び消防本部の事務担当者が集まりまして、平成20年9月より県の広域化担当者から広域化についての説明会として、21年の11月までに4回のブロック会議が開催されております。消防本部としては、平成22年2月に熊谷市消防本部、行田市消防本部、深谷市消防本部、児玉郡市広域消防本部、秩父消防本部による勉強会が開催されております。この会議では、各消防本部の消防力等に関する資料を持ち寄り、ブロックとしての現況の取りまとめを行っております。その後、電波法の改正によりまして、平成28年5月31日までに消防救急無線のデジタル化の整備が急務となったため中断をし、現在に至っている状況です。

次に、2番目の消防広域化に関するメリットについてですが、黒澤議員からご説明いただきました推進計画で示されました3つのメリットにつきまして、秩父広域管内で考えられます内容について説明をさせていただきます。黒澤議員には大変見やすくきれいな資料をつくっていただきまして、大変ありがとうございました。

1つ目の迅速で効果的な出場による住民サービスの向上では、通報の段階で災害規模に応じた部隊投入を行い、初動体制の強化を行うことで、被害の軽減を図り住民サービスの向上につながると示されておりますが、県南地域のように管轄の境界が市街地で接している地域では、迅速で効果的な出場に直接結びつくものと考えられますが、秩父地域では境界のほとんどが山間地であり、近隣の消防本部からも距離があるため、メリットとしての効果は余り期待できない部分があると考えます。

2つ目の人員配置の効率化による現場体制の充実、高度化では、それぞれの消防本部で個々に行っている指令業務、予防業務、総務事務等を統合することにより、現場活動に当たる職員数を増員することができること、また救急や救助、予防担当者の専門性を高めることにより、高度化につながるものと考えられます。

3つ目の財政、組織面での消防体制の基盤強化では、予算規模が大きくなることにより、ブロック内全体としては、より高いレベルの設備を計画的に整備することが可能となると思われませんが、秩父広域管内の消防力の強化、基盤強化を前提として進めていくことが重要であると考えます。また、勤務地が広がることで組織の活性化につながることで、また高度な職員研修派遣が可能になることがメリットとして考えられるところです。

以上がメリットとしての考え方ですが、秩父広域管内は県土の約4分の1の面積を有し、そのうち85%が山林という特殊な事情もございますので、広域化により現在の消防力を低下させることのないよう取り組んでいく必要があると考えております。

次に、3番目の他消防本部との消防相互応援体制・協定についてですが、この協定は、消防組織法第39条の市町村消防相互応援に基づき制定されているもので、埼玉県下消防相互応援協定は、昭和60年4月1日に制定されておりますので、広域化との直接的な関係性はないものと思われま

また、県内の消防本部は4つのブロックに区分されております。秩父消防本部は、県北地域の第3ブロックに属してありまして、それぞれのブロックごとに消防本部相互応援協定が結ばれているところです。このほか県内では、県内で隣接しております比企広域消防本部、埼玉西部消防局、他県では多野藤岡消防本部、東山梨消防本部、東京消防庁と協定を結んでおります。

次に、4番目の消防職員要員数の維持確保についてですが、消防職員数は、消防力の整備指針に基づき、消防車や救急車等を運用するために必要な人員数と通信指令員及びその他の事務職員数により算定するものと定められております。車両台数は、人口に応じた台数が定められておりますので、人口が減少することにより必要台数が減少することも考えられます。このことは広域化にかかわらず直面する問題ではありますが、救急件数で申し上げますと、平成25年度以降、救急件数は4,600件から4,900件の間で推移してありまして、管内人口は減少してありますが、救急件数は減少していないというのが現実です。このことから住民サービスの低下を招かないよう、秩父広域管内の実情を踏まえた人員の確保が必要と考えております。

次に、5番目の高機能指令センターについてですが、耐用年数は10年を目安として考えております。維持、保守につきましては、完成後2年間は瑕疵担保期間となっておりますので、平成32年度からは年間約1,700万円の保守委託料が必要となる見込みです。

次に、6番目の消防資機材・特殊車両の更新のご質問の中で、現在のはしご車の災害出場についてですが、平成6年7月に秩父市大野原地内の工場火災のほか3件の火災出場と、平成23年7月に横瀬町内の工場で高所作業車が故障し、バスケット内に取り残された4名の救助活動を行ったほか、1件の救助出場しております。また、耐用年数は20年から22年を目安としていますが、使用可能な限り維持をしていきたいと考えております。近隣消防本部の更新計画を調査しましたところ、18年から25年の間で更新を計画をしているという状況でございます。はしご車の出場につきましては、3階以上の高層階での火災及び救助事案を基準とし、特命出場としております。資機材につきましては、火災や交通救助、山岳事故、水難事故、救急資機材等、さまざまな資機材がございます。中には定期的な機能点検を受けなければならないものもございますので、使用年数を基準として新しいものへの更新を計画しているところでございます。平成29年度では、消防車両を含む資機材の購入額の割合は、消防費全体の約3.4%、金額にいたしますと約4,800万円となっております。

次に、7番目の広域化に伴う財政支援についてですが、今回整備されました消防指令センターの当初計画では、国庫補助対象事業としても視野に入れ検討を進めまして、補助金額と交付税措置の金額を比較した結果、地方債75%の充当に対しまして30%の交付税措置がとられている防災基盤整備事業債とさせていただきます。

なお、緊急防災・減債事業は、消防救急デジタル無線との同時整備が対象のため、該当とはなりませんでした。

次に、8番目の消防広域化の今後の展望ですが、本年3月1日に県の広域化担当者が訪れまして、

平成36年までの広域化に向けた更新といたしまして、ブロック内で作業部会を開催し、広域化の具体的なメリット、デメリットをまとめまして、各首長に対して広域化の判断材料としていただくための資料づくりを行いたいとの説明を受けております。また、指令センターの共同運用のあり方等を含めた現行計画の見直しを進めていくということでもありますので、今後秩父広域管内の人口減少、高齢化を見据えて、消防広域化推進計画の内容を精査しまして検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。

それでは、簡単に再質問をさせていただければというふうに思います。8つ質問しましたので、どれもこれもというわけではなくて、その中のわからなかったところを質問させていただければというふうに思っております。

まず1つ目は、わかりました。デジタル無線化のほうがかなりお金がかかるということで、それに基づきまして少し広域化の話は、お金がかかるわけですから中断されているということで、先ほど最後の方針のところ、8番目の質問のところでは今後いろいろな資料整理を含めてやっていきたいという話がありましたので、中断されていることですから、ぜひ前向きに進めていただければというふうに思います。

2点目のところですが、メリットについて、確かに管轄が山間地でありますので、横の隣接する自治体とは山を隔てていますから、それを広域化しても余り効果がないというのはわかりますけれども、ただ消防長のお話で、指令、予防、総務、そういったところをいろいろな効率化によって、現場が人をふやせるなんていうメリットもあったり、また財政面でいきますと、高いレベルの資機材、人を計画的に入れられるポイントがあるのだけれども、秩父がメリットがよくなければ意味がないという話もあったので、その辺につきましてもメリットがわかる範囲、感じられる部分で広域化があると思うので、セットで3つ、必ずメリットとしてなければいけないということではないと思いますので、幾らかでもそのメリットの中に挙げられる点があれば、その部分で今後協議をしていく中で広域化していけばいいのではないかなというふうに私は感じました。

それから、3番目のところ、応援協定なのですから、相互応援体制、埼玉県下4ブロックに分かれていて、4ブロックと広域化の7ブロックに分かれている5ブロック目というのは、全く自治体が多分が同じだと思うのですね。管轄、本部が同じだと思うのですけれども、それでちょっとお伺いをしたのですね。いわゆる相互応援協定取り組んでいるということは、むしろ日常的に応援練習、訓練とかされている中で今後の広域化の話もちらほら出たりとかするのかなと思ってお伺いさせていただいたのですけれども、余り関係がないというお話があったのですけれども、その辺は応援協定、応援体制、埼玉県下の応援協定の3ブロック目にあるところと、広域化の7ブロックの

うちの5ブロック目が全く同じ消防本部になっているので、その辺の消防応援体制をやらなければいけない。だから、広域化していかねばいけないなんていう話が実際にあったのかをまず、これは再質問の1点目としてお伺いさせていただきます。

それから、4番目の消防職員のところですけども、これ人口によって車両が決まって、車両によって消防職員の人数が決まると。人口が減っていくと車両が減って消防力が低下するということになっていくようなのですね。それで、先ほど消防長のほうの話はありませんでしたけれども、定数が今175名、消防職員の定数があって169名だという話をお聞きしたのですね。市民から見ますと定数が欠員になっているわけで、消防力が低下しているのではないかというふうに見られてもおかしくないと思うのですね。その辺の考え方を教えていただければというふうに思います。

それから、高機能消防指令センターにつきましては、10年を目安に、償却というわけではないのですけれども、耐用年数、4億3,000万円かけて、そして2年は置いておいて、その後、1年間に1,700万円、8年、大体10年間で5億円ぐらいかかる施設なのですね。今の秩父地域の人口は10万人です。10万人で5億円ですよ。1人頭幾らかというのを考えると、どうなのかなということちょっと思わざるを得ない。

そして、最後、消防長のほうから高機能指令センターについて共同化の話が出ていますけれども、今電話をかけるとGPS、携帯のGPSや固定電話からも大体位置がわかる。ですから、管内に指令を置く必要はないという話をよく聞きます。実際に警察なんかも県下統一で110番を聞いて各警察署に伝達するという形、引き継いだりするという形になると思いますので、消防については、まあ10年、入れてしまったのでしようがないのですけれども、10年以降先、例えば近隣の深谷とか本庄あたりの高機能指令センターをこちらがやってやるよと。そのかわり維持費用を出してくださいとか、逆にどこか広域化の真ん中のところで高機能指令センターを置くことで、今消防本部は11名の隊員が指令についていると思いますけれども、その人たちを数を少なくして現場に充てることができる。いわゆる消防の強化、消防力の強化につながるのだと思うのですけれども、その辺の考えが実際に高機能消防指令センター、椅子ばかりで、今言っても遅いのですけれども、今後についてお考えがあればお聞かせいただければと思います。

それから、消防資機材のはしご車については、議案に関係するので再質問しないでおきたいと思っています。

以上です。三、四点あったと思いますけれども、再質問よろしくお願ひします。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 黒澤議員の再質問につきましてお答えをいたします。

まず、埼玉県の消防本部のブロック分け、それから県で示すブロック分けとの関連性なのですけども、現在のところ県で示します第1ブロックと第2ブロックが、消防本部の第1ブロックの区

分けになっています。それから、県で示します第3ブロックと第4ブロックが、現在の消防本部の第2ブロック、それから第5ブロックが、秩父地域が属します第3ブロック、それから6ブロックと7ブロックが属します消防本部の区分けとしては、第4ブロックの区分けとなっているところですが。議員のご指摘のとおり、こちらの最初の消防本部としてのブロック分けを基準にして、県では広域化のブロック分けというのを進めていったのではないかというふうに考えられます。

それから、先ほどの人員についてのご質問なのですが、消防力の整備指針の基準では、市街地だけの指針となっております。市街地以外の地域の状況につきましては、その地域の状況に勘案して整備するものとされております。ですので、市街地だけの車両台数に対する人数は定められておりますが、市街地以外の部分の地域につきましては、現在の秩父地域の実情に合わせて整備をされているという状況でございます。

それから、指令センターの共同化についてのご質問なのですが、指令センターの共同化によりまして、現場活動に当たる職員の増員が見込まれるということはお指摘をいただきましたとおりで、広域化のメリットとして示されているところでございます。現在のところ消防本部ごとに更新整備がされているところですが、更新の時期や機器のメーカーが異なることなど、課題が多いのが現状です。今後県の共同運用の方針を踏まえた上で検討していく必要があると考えております。

済みません。ご質問を1つ飛ばしたところがありましたので、定数の175名についてちょっと説明させていただきます。この175名を制定した時期だったのですが、ちょうど8年ほど前になると思うのですが、職員の大量退職される方の多い年がありました。この年の前から前倒しで3年の計画で増員の計画をいたしまして、一遍に職員が少なくなることを防ぐために、この前は165名の定員だったと思うのですが、175名に定員を上げまして大量退職者の対応をとったということになります。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。時間が時間なので、ここにいる皆様の気持ちの中をそんたくしながら最後の質問をさせていただければというふうに思います。まとめのところも、質問とかまとめで最後に管理者にお伺いさせていただければというふうに思います。感想でも構わないのですが、私、今回消防広域化の一般質問させていただきましたけれども、1つは人口が減ってくると。人口が減ってくるのですが、先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、秩父地域の人口は、今およそ10万人ぐらいなのですね。やっぱり今後急速に人口が減ってまいります。申しわけないのですが、私、秩父市議会の議員ですから秩父市を例に挙げますと、今6万3,000人ぐらいで、10年後で5万5,000です。8,800人ぐらい、10年間で減っていきますね。7人に1人、この10年間でいなくなってしまう。同じように計算しますと10年後に1市4町の人口は8万5,000人ぐらいになるのではないかなというふうに、ざっくりとして思います。そうしま

すと、各市町の人口が減ることによって財政もかなり落ちますね。人口が減ることによって、消防、広域組合に対する、出資金という表現が合っているかどうか、お金の繰出金ですね、につきましてもかなり厳しくなってくるのが、まず予想されます。人口が減ることによって、消防体制というのがかなり厳しくなる。

それから、2点目ですね、先ほど私の前の議員の皆さんのお話がありましたけれども、災害が非常に多いのですね。21世紀は自然災害の時代だというふうに、テレビか何かでよく言われますけれども、全国至るところで、先ほど冒頭壇上では地震の話をさせていただきましたけれども、雨の災害につきましても、本当に秩父でも関係なく起きます。ちなみに、きょうこの新聞を用意させていただいたのは、どちらかというところ広島、岡山、愛媛のほうメインで出させていただいております。埼玉県では、土砂災害防止法に基づきまして土砂災害特別警戒区域の指定を積極的に進めているのですね。本年4月13日付でも新たに秩父市で117カ所、小鹿野町で25カ所が、土砂災害特別警戒区域に指定されております。これによりまして1市4町における土砂災害警戒区域は、合計で2,248カ所。そのうち土砂災害特別警戒区域は1,841カ所。埼玉県下の総数から比べますと、土砂災害の警戒区域は43%、特別警戒区域でも42%、埼玉県下の中の土砂災害としてあると。こちらですね、「土砂警戒区域49人死亡」と書いてある。これも時間がないので、ぱっと最初のリードのところだけ読みますけれども、西日本豪雨で甚大な被害が出た広島、岡山、愛媛、3県で、土砂災害による犠牲者が出た住宅などの建物の約50%は土砂災害警戒区域にあったことがわかった。残り約40%の区域も指定作業中で、計約90%が土砂災害の危険性が高いとされる場所だった。区域内で死亡したのは49人に上る。指定されたことを知らない住民もおり、自治体は、危険性の周知などの課題を突きつけられているということです。

先ほど私がちょっとお話をした埼玉県のホームページに土砂災害載っていますけれども、何をいわんとしているかといいますと、地震にはある程度強いだけでも、土砂災害、集中豪雨、ゲリラ豪雨によって崩落する峰が非常に秩父地域には多い。そして、今回の西日本の大量の豪雨によって災害したところ、映像でヘリコプターで出ましたけれども、峰ごとに滑落するですね。そういうところに、実は秩父地域は平らなところがないので田んぼや畑というのを真ん中に置くのですね。山の際に家を建てている家がほとんどで、田んぼと畑を見渡せるような山際に家を構えている農家の方が非常に多い。ですから、この土砂災害警戒区域の真下に家があるお宅が非常に多い状況であります。そういったポテンシャルを考えますと、非常に人口減少から来る財政減、それから最近の災害発生から考えると、この消防力の強化というのは非常に重要になるのではないかとということで一般質問させていただいております。繰り返しになりますけれども、消防は火災対応とか救急搬送はもちろんなのですけれども、山や川における事故、救助対応、先ほど言った災害ですね、豪雨災害なども対応しなければいけないということですから、これだけ急速に減少する地域の人口、これ予測からほとんど外れず減少していくと思います。それによりまして、やはり各自治体厳しくなっ

てまいりますけれども、ただ消防力につきましては、安心、安心な地域をつくるためにも消防力の維持、強化というのは必要で重要でありますので、最後に、一つ心配なのは、これにも書いてあるのですけれども、時間がちょっともうあと少ないので管理者の方に感想だけいただければいいのですけれども、広域とはちょっと離れてしまうのですけれども、消防の皆さんが土砂災害警戒区域を認知しているのか。また、地域でやっている消防団の皆さんが最終的に避難しろと言っているのは、防災無線でもやるでしょうけれども、消防団の皆さんが、ここの地域の皆さんは避難してくださいね、頼みますよと多分やるはずなのです。本当にそのことを知っているのかどうか。現に秩父市の場合はハザードマップあるのですけれども、実は更新をされていないのです。お金がなくて更新されなかったようでも、そういうのを踏まえまして、それは嫌みではありません。仕方のないことなのですけれども、久喜管理者におかれましては、最近の災害を踏まえて住民の安心、安全のことを考えますと消防力の維持強化というのが非常に重要だと思いますけれども、それにつきまして広域化どのようにお考えか、最後にお話を聞かせていただけましたらと思います。よろしくお願ひします。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 まず、お断りさせていただきますけれども、首長間で消防の広域化に関しましては議論を十分まだ行っておりません。そういうことできょうこれから答弁するのは、私の私見、秩父市の市長という立場でお話をさせていただきたいと思ひます。そういう中で私のほうで消防の広域化、実は高機能指令装置を入れるに当たって、議員がご指摘のその地域、深谷、本庄等含めた地域で、1つの指令台を置いて統一してやったらどうかという、そういう議論がございました。まず、私が就任して3年目くらいだったと思ひますが、実際に熊谷まで行きまして、その指令装置を見て、果たして秩父に合うか合わないかという、そこを私、感じました。先ほど答弁にもございましたように秩父のこの山間部、そしてまた平野の深谷、本庄、そういうところと比べますと地形がまず違うということで、人口的な問題から言えば確かにいろいろ問題があるかというふうに思ひますが、地形が違うという、それに伴い気候も違うということをお考えたときに、私は、消防の広域化はこの地域に合わないというふうに直感として思ひました。そういう流れの中で高機能指令装置の導入に関しましても、この地域、秩父でやらなければいけないというようなことを改めて思ひて、今回それをいろいろな議論を重ねていく中で設置をさせていただいたと。確かに今後人口減少になっていくので、これから10年先また変わるかもしれません。でも、この10年間のそのスパンでは、私は、広域化は基本的に反対だと。秩父は秩父だけで頑張っていくというところが、まず私の基本的な考え方でございます。

そこで災害なのですが、確かにご指摘のとおりでございます。私は、これ連携ということが一つのキーワードになるというふうに思ひます。消防の広域化ということももちろん頭の隅に入れなけ

ればいけないところもあるわけですが、でもいろいろ平野部の方々との連携、いろいろな防災協定を結んでおりますので、そういうところの応援体制は今しっかり、昔より充実しております。万一の災害の多いこういう時代に対しましても、その対応等々はお互い助け合いながら、それを行っていけるというふうに私は思っております、そういう中で今後その連携ということだというふうに思います。

ハザードマップに関しましては、予算が云々ということは、私はそれはないというふうに思います。必要があればきちんと充てていきます。ただ、今回議員がごらんになったかどうかわかりませんが、明治大学の山本教授という、これはセーフコミュニティの関係の先生で、実際にセルビアで2人でいろいろ発表もした仲であって、彼のホームページ見てもらえばわかると思うのですが、テレビで秩父のことを取り上げたのです。これJニュース、J何とかというのですけれども、そこで取り上げたところは逃げ地図というのをやりました。これは久那と、あとは荒川白久、この逃げ地図を行って、これはハザードマップがあって、それで行政がやってくれという、こういうふうなことではなくて、そのハザードマップをもとにして、どういうふうに逃げていくかというところを自分たちでつくったと。これは画期的だということでテレビで取り上げています。これインターネットでも放映されるというように聞いておりますし、もしご興味があれば、私が録画しておりますのでごらんいただくことも可能です。そういうところで住民がハザードマップを提供したからどうのこうのというよりも、やはり自分たちで考えていくという、その逃げ地図なんかいい例だと思いますが、全国では秩父というものがすごく注目されたという、そういう事例もあり、こういうようなことをもとにして、この土砂災害の多い地域、これを対応していくというふうに思っています。これは秩父市だけでなく、もちろん小鹿野町もそうですし、横瀬もそうですし、皆野、長瀬もそうだと思います。そういうふうな逃げ地図的なものをその山本教授が非常に興味を持って取り組んでおりますので、そういう流れの中でこの防災力強化というふうに結びついていかなければいけないと。あくまでも行政がこれをやる、やらないというふうな指示ではなく、住民たちが自分たちで考えて、そこに対応していくという、こういうことが大切であります。これは今回西日本豪雨でも助かったところ等々云々の放映がございました。どこに逃げたらいいかということで、自分たちで考えて動いていったと。その地域では亡くなられた方が非常に少なかったという放映もテレビでされています。まさに秩父市の逃げ地図の例というのはいいい例だというふうに思いますし、これを秩父地域の中でそれを広めていきたいというふうなのが、自分の感想です。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 3番、黒澤秀之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時21分

再開 午後 1時10分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、山中進議員。

（2番 山中 進議員登壇）

2番（山中 進議員） 皆さん、こんにちは。午後のひととき、大変緊張が緩んで少しまぶたが重くなるような時間になりました。議席番号2番、山中進です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

その前に、先ほども言っていましたけれども、西日本の豪雨災害、私も平成11年に中津川で500ミリの雨が降ったときには、孤立したり停電になったり、食べる物もなくなったり、子供のミルクがなくなったりと、そういう経験をしてまいりました。人ごとではないなと思っております。被災した皆さんが一日も早く復興できるように願うところです。また、亡くなられた方にはご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、何点かお伺いいたします。まず、水道事業についてであります。統合時10年間にわたる施設更新とそのほかの費用、たしか1,000億円ぐらいかかるという、50年間で、そのうち300億円ほどが計上されておりますが、皆さんもご承知のとおり、この間2年間ですけれども、決算を見る限り、これが果たして期限内に示された工事額から推理しても予定工事を消化し切れるのかという懸念もありますが、現在までの進捗状況と今後の予定について、とりわけ10年間予定していた、この300億円ほどの工事、今どうなっているのか。（1）として、入札の状況について、今年度事業の発注状況についてでよろしいですから、確認の意味でお伺いいたします。

2つ目に、（2）として、入札における予定価格と落札価格の事業発注の内容についてもどうなっているのか、お伺いいたします。

（3）として、2つの事柄についてお伺いいたします。1つは、工事発注における設計上の注意点であります。1つは、今設計単価はどうなっているかと聞くと、ホームページに出ておりますというお話であります。私も見ましたところ、時価によるものとか金額が書いてあるものもありますけれども、その違いについて、また応札するときの業者の皆さんがどのように単価表から推察して入札するのか、その点についてもお伺いいたします。

もう一つは、デザインビルド、DB方式、これです。このDB方式については、設計施工方式や、それからデザインビルド方式の導入議論が、復興だとかオリンピックの関係で出てきたわけですが、理由としては復興やオリンピックのことなのですね。こういう大きな2つのきっかけが挙げられると。この契約方式について、横瀬の事業を例に検証をしたということが配付されました。そして、メリットとしては、品質確保が図れること、職員の負担軽減、従来の設計施工の分離発注

方式に比べて、工期の短縮や最新の民間技術の提案等が受けられることだと説明がありました。また、デメリットにつきましては、工事施工後、施工業者が下請契約、民民契約となることから、DB受注者、元請によるダンピングの可能性等も考えられるがと言われてきましたが、しかし検証の結果、横瀬町では幾つかの業者が、水道局立ち会いのもと契約を交わし実施したという、その説明でありました。そういう中でいつも名前の出てくる管メーカー、そしてコンサルタント、これが要するに高いノウハウや大口口径の布設技術力が必要とされているこの事業に対して総合的に問題を解決するサービス、トータルソリューションが確立されているからというようなお話ですが、こうした大手管路メーカーに頼らざるを得ないような状況の中、DB方式による発注について、試行導入とさせてもらっているということですが、全員協議会でも宮原議員の疑問が挙がりました。そして、このDB方式による発注は、いわゆる聞きなれた管路メーカー、それからコンサルが今後独占すること、果たしてこれが本当にいいのか。それから、このDB方式による民間同士の発注、これについてもお伺いいたしますが、やはり本当に地元企業の育成になるのか。また、職員の技術向上についてはどうなるのか。たしか職員の負担軽減は図られるというお話でした。本当に職員の技術向上につながっているのか、お伺いいたし、またこのDB方式で随意契約を行うということは、公平性、公明性、競争性を今後どう維持していくのか、ここも不透明であります。このことについてもなるべく懇切丁寧に説明をお願いしたいと思います。

2つ目に、小鹿野町議会で浄水場の存続について議決した問題であります。私は、小鹿野町議会で浄水場を残すということを議決された町民の思いを尊重すべきと思いますが、管理者は先ほど尊重、重いものとして捉えているというお話がありました。このことについては岩田議員の質問もありましたから割愛させていただきますけれども、確認の意味で1点お伺いしたいと思います。小鹿野地域への配水計画についてですけれども、小鹿野町内にある既存の浄水場の廃止、それから長尾根配水池の新設と比較した場合、小鹿野町内に浄水場3つあります。この維持管理費、それからミューズパークに新しい配水池をつくれますけれども、一体どのぐらいかかって、そしてどのぐらいの効果があるのか、お伺いしたいと思います。なぜこういうことを聞かかると、小鹿野町民に聞いたところ、この説明会では、この3つの浄水場の取得価格と言っていいのか、維持管理のお金と言っていいのか、ちょっとその辺を確認できなかったのですけれども、それに対して新しくミューズパークに配水池をつくって配水するという、その根拠がわからない、こういうお話でしたので、この点についても細かく説明願えればと思っております。

大きな3点です。今後の水道行政について、これについては2点ほどお伺いいたします。水道事業を広域化した理由として、単独より統一した形で管理運営が効率的であるがごとく推し進められてまいりました。また、国からの補助金も得られ、事業のコスト低減が図られるからとのことでしたが、そこで1点目として、水道料金の統一化についての考え方についてお伺いいたします。5年をめどに見直すということで、現在どのような形で進められているのか。どういう形で推移してい

るのか、お願いいたします。例えばよくスーパーの開店に合わせ多くの方が並んで開店を待っております。それは市民感情で1円でも安いものを買おうとしている、そうした市民の、あるいは住民の生活防衛に合わせた水道料金の設定が必要ではないかと思うわけであります。こうした低い料金で考えることも住民サービスの一環ではないでしょうか。住民は、安全、安心な水の供給を望んでおります。広域化したということは、こうした事業を本当に住民が望む料金や施設にすることが大事ではないかと考え、私はこの問題についてお伺いいたすものであります。

2点目として、先日終わった国会で議論されておりました水道法の改正です。これも22日に終わりましたので、衆議院は通ったのですけれども、参議院には行きませんでした。コンセッションという言葉がありますけれども、自治体の水道事業の運営を企業の参入を促す意味での政府提出の水道法改正案のようであります。改正内容によれば、後によりますけれども、コンセッション、すなわち公設民営方式で、これはこうした秩父地域にとっては生活権を脅かす中山間地切り捨てのコンセッション化、公設民営、その方式の導入であると、私は考えております。このことは利益優先の民間事業者の参入で、経営の効率化の名のもとに事業の安全性、安定性の後退につながり、料金の値上げなど住民負担増を招くこと、これは必至であります。そうしたことを指摘せざるを得ません。さらに、後継者不足の解消にもつながらないと考えます。こうした国の施策について、水道局の皆さんにどのように考えているか、管理者にもお伺いしたいところであります。既にこの公設民営化、フランスのパリやアメリカ、アトランタ、ドイツ、ベルリンでは、もともとこれを戻しておりますから、そういったことも参考にぜひ答弁をお願いしたいものであります。

以上で壇上での質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 山中進議員に対して答弁をしたいと思っております。

まず初めに、ご質問の333億円でございますけれども、今年度の決算につきましては、国庫補助24億円の事業費を実施いたしました。30年度は現在のところ41億円を予定しているところでございます。年度当初追加要望ということで県から追加の要望の調査がありまして、それに対しても追加で事業を行うようなことを決定いたしました。

それでは、水道事業について順次お答えいたします。

（1）の入札状況でございますが、7月1日現在、契約検査課における入札の執行件数でございますが、建設工事は2件で契約金額3億4,143万8,760円、それから設計、調査、測量業務委託は4件で契約金額2,551万2,840円となっております。そのうち建設工事の契約先は、1市4町の圏域内業者が受注しております。

なお、今年度の発注予定件数ですが、工事が41件、設計、調査、測量業務委託が51件の予定でござ

ございます。

次に、(2)、設計の留意点でございますが、限られた人数で膨大な設計を作成するには限界があるため、職員の設計によるものとコンサルによる設計が混在しているのが現状でございます。この中で職員が設計するものにつきましては、道路内に東電やN T T、下水などの複数の管路が存在しない比較的軽微な設計ができる路線を対象としております。また、コンサルに発注するものにつきましては、ポンプ室など、建物、電気、機械設備が混在するものや基幹管路の面的な整備を目的とした比較的大規模なものにすみ分けをしております。

それから、予定価格と落札金額の近い要因といたしましては、設計に必要な図書の公表、工事単価につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたホームページ上で公開しております。公開していないものにつきましては、建設物価とか積算資料を閲覧するようになっていることになっております。また、開札後に設計書の、金入りの設計書ですけれども、情報公開請求が多くの業者より寄せられていることから、積算能力の向上が図られ予定価格と落札価格が近い結果になるのではないかと考えられます。

なお、設計書の公開から入札までの一連の手続きは、埼玉県電子入札共同システムで行い、業者についても同様にシステムを利用して応札する仕組みになっております。また、入札結果につきましてもシステムで公開されまして、全てこの時点で誰もが閲覧できるような仕組みになってございます。いずれにいたしましても、入札の執行につきましては適正に行っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(3)、設計の注意点、D B方式の公平、公明性、競争性の維持でございますが、今後は、先ほど岩田議員にもご説明いたしましたが、随意契約ではなく、透明性の観点から一般競争入札やプロポーザル方式によりD Bの元請業者を決定したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、今後設計施工一括発注方式、いわゆるD B方式実施要覧等のガイドラインの整備を行い、導入に向け確立してまいりたいと考えております。

なお、地元業者育成、職員の技術向上につきましては、技術向上の提案等、入札の条件に盛り込むなど検討を重ね、技術の向上につなげられるよう、今後さらに研究を進めたいと思っております。しかしながら、技術の継承につきましては、水道事業の重要な課題であり、研修等の充実を図り、人材育成の確保のために努めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、大きな2番、小鹿野浄水場の存続についてでございますが、先ほど岩田議員の一般質問に管理者がお答えしたとおりでございます。

次に、小鹿野地区内の3つの浄水場の廃止に関連する経費でございますが、2月定例会で岩田議員、斎藤議員にご説明したとおり、廃止によって約16億円の削減効果があると、説明に変わりはございません。これからの金額につきましては、先ほども岩田議員に答弁いたしました再取得価格の算出方法に基づき算出しているものでございます。山中議員のご質問にある経費の違いがあるとす

れば、この再取得価格と以前小鹿野町水道課が中間報告として使用した再投資価格の違いではないかと思われます。統合前の平成26年10月30日、小鹿野町全員協議会において、小鹿野町水道課は更新事業算定の中間報告として再投資価格、いわゆる固定資産台帳の取得データに建設デフレーターを用いて積算した金額を報告していたとのことですが、平成27年1月16日の小鹿野町全員協議会において、更新事業算定について再投資価格から再取得価格に変更し算出し直した内容で説明し、同年5月11日から22日まで町内の6会場で開催された町政懇談会においても、再取得価格を用いて町民の皆様へ説明したとのことでございます。

また、先ほど小鹿野町で行われた町政懇談会におきましても、水道局が議会等でご説明させていただいている金額と同様の金額で説明したとのことであり、小鹿野町民への直接の説明においては、常に再取得価格を用いて説明しておりますので、説明の違いはございません。いずれにいたしましても、現段階において議員がご質問された再取得価格や削減効果の金額に変わりはありませんので、よろしく願いいたします。

次に、3についてお答えします。

初めに、料金統一でございますが、今年度中に料金改定の審議会を立ち上げ、約1年間審議した後、答申をいただく予定でございます。その後、パブリックコメントや住民説明会等開催し、皆様の意見をお聞きした上で条例改正を議会に上程させていただき、平成33年4月から新料金とする予定でございます。料金設定でございますが、経営戦略においてもお示したように、算定期間を5年として最低限維持管理に必要なぎりぎりの収支で算定した場合であっても、大変厳しい結果となっております。また、今後の料金算定に当たりましては、総括原価方式という方式を用いて算定していく予定ですので、経営戦略で示した以上に厳しい数字が出るものと考えております。これらの算定結果を踏まえ、審議会においてご検討いただく予定でございます。統一料金につきましては、山中議員を初め多くの皆様にご心配をされているわけですが、私どももできる限り経費を削減して料金の上昇幅の圧縮に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

続きまして、コンセッション化方式の導入についてお答えいたします。

今期の国会の中で水道法の改正が審議されておりましたが、今期の成立は見送りになったとの報道がなされたところでございます。この中で広域化の推進とともに官民連携の推進がうたわれております。特に厚生労働大臣の許可を受けて水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者へ設定できる仕組み、いわゆるコンセッション方式の導入を認め、民間企業の経営ノウハウや人材活用に積極的に取り組んでいくというものでございます。しかしながら、水道局といたしましては、現段階においてコンセッション方式を導入することは難しいのではないかと考えております。まずは、経営の安定化と健全、施設の統廃合等、基本計画に沿って着実に事業を行い、早期に県内水道事業の一本化を目指すことは重要であると考えております。いずれにいたしましても、広域化事業を推進し、住民に安心して安全な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。わかりました。各般にわたって答弁ありがとうございました。

大きい1の1つ確認なのですけれども、そうした50年間のうちの10年間で整備するということなのですけれども、その10年の約300億円なのですけれども、333億円なのですけれども、要するにこれからもあるのですけれども、更新のためにやはり毎年こうした進捗率といったのは出したらいかがでしょうか。これ出ると思いますので、議長、この入札状況、あるいは工事の進捗状況等をこれからのために資料として毎年出していただくことをお願いしたいと思いますが、ぜひお取り計らいをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。特に答弁は求めませんから。（1）、（2）については、そういうことでお願いしたいと思います。これについてはもう済んだり、これからまたあるのですけれども、これについてやはり皆さんに目を通してもらうということも大事なのでお願いしたいと思います。

（3）については、工事発注における、先ほど単価だとかそういうものについては、建設新聞とかいろんなもので判断してくれということだったのですけれども、やはり1つは、この決算を見ても、水道の決算見ても、最後の工事やったところの実績を見ると同じ会社の名前が随所で出てくるものですから、それで予定価格と落札価格がぴったんこでおかしいではないかという、おかしくはないのですよ、くじ引きでなんかしたりするわけですから。でも、住民からすればおかしいではないかという懸念を、疑念を抱かせるということとはよくないので、その点も含めて、やはり分散して発注するということが大事だと思うのですけれども、その辺も併せて資料としてぜひ出してもらいたいと思います。

（3）のDB方式なのですが、先ほど答弁の中では、岩田議員のときにも言いましたけれども、これから一般競争入札、あるいはプロポーザル方式でとありましたけれども、なぜこれがよくないかという、随意契約ですとやはり一般的にならないと。これをこの秩父地域でいろんな建設業者初め水道業者さんがいますから、そういった人たちも含めてやっぱり向上を図らせる。職員についてもそうです。これをやらせることによって、高度な技術、高度なノウハウを持っているから、そういうところにやらせればいいということは、職員にとってもマイナスだと思うのですよ。だから、職員の技術向上を図るにもそういうことが大事だと思いますので。

それから、この秩父の火を消すな、50年で1,000億円ですよ。ここ10年間で333億円ですよ。この事業があるということは、この秩父地域に落ちるお金はすごくあるのですよ。その業者に対してもやはりこうしたお金が秩父地域できちんと循環できるような、そういう事業の発注が必要だと思っておりますので、これについて出させました。

DB方式については、先ほど言ったように疑念を持たれるような1社にだけ偏るといっていいのではな

しに、きちんと一般競争入札で、先ほどの岩田さんの話聞いていまして、水道局へ行くと話を聞くと、やっぱりそういう技術を秩父の人は持っていないとよく答えが返ってきます。そうではなしに、水道局のほうできちんと説明して、そういうところに研修に行かせて取ってもらうということが大事だと思いますので、あえてここは言わせていただきます。このことについてはどうでしょう、1点だけ。研修は職員がやるというのだけれども、こうした技術習得に関して水道局として、それを秩父郡域内の業者さんに、そういうところへ行って研修しなさいという指導とか、そういうことはなさるのですか。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 再質問にお答えします。

給水工事の指定工事店につきましては、年に1回講習を行っております。今年もやる予定でございます。

それから、職員についても、午前中の岩田議員に答弁したとおり、いろいろな設計から検査までといった研修会とか管の実際の接続の講習会とか、いろいろなところに職員を参加させておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。わかりました。ぜひそのようにしてください。多分水道管だとか、そういう工事は資格が必要だと思いますので、そういうこともぜひ啓発してもらって、多くの人が受けられるようにしてほしいと思います。

それから、水道局といっても、まだ出向で行っている方が多いのですね。これから本当にその職員を育てていくということになれば、やっぱりそういう技術を持った職員を育てなければならぬのですから、ましてプロパーになったときには、ずっとこれから秩父の水道を守っていかなければならないわけですから、そういったことも十分に考えた上での研修方法というものを考えてほしいと思います。

それから、2についてです。小鹿野の問題については、管理者のほうから話も聞きました。今までの広域化の説明会、それからつい最近あった説明会でも、まだ幾人かはやはり理解されていない人がいますので、きちんとその辺は図や数字を用いて、これから多分小鹿野町でもまだ町内を回って説明会をしようと思うのですけれども、その中で席上でやはりきちんと説明できるような資料をつくって、先ほど局長が答弁したような内容をきちんとした上で、それを町民の皆さんに配るような努力もこれは必要だと思うのですが、どうでしょう。

言葉で私は聞いていますけれども、よくわかりません。だから、資料を要求しているのですよ。そういう目で見えて理解できるような資料をつくって皆さんに理解を求めたらどうですかということなのです。だから、この小鹿野で何で町議会で浄水場を残せという議決がされたのかというのは、

そういうところにもあるということなのですよ。

(「そうだ、そのとおり」と言う人あり)

2番(山中 進議員) わかりましたか。

議長(小櫃市郎議員) いいですか。皆様にお諮りをいたします。

2番、山中進議員から資料要求がございました。これは平成29年度の実績、また平成30年度の事業の工事予定を出していただければよろしいのですか。

2番(山中 進議員) はい、28年度までは終わった。

議長(小櫃市郎議員) 29年度が24億円、30年度、41億円、それについての工事名を出せばいいということだね。業者名と金額も出すの。

2番(山中 進議員) 進捗状況だから、その辺は進んでいますでいいです。

議長(小櫃市郎議員) 予定でいいわけ。

2番(山中 進議員) はい。

議長(小櫃市郎議員) 実績と予定。わかりました。

この資料要求について、当局に資料の提出を求めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、当局に対し、資料の要求をすることに決しました。

2番(山中 進議員) 2番、山中です。先ほどの小鹿野町でこれからやるであろう説明会、これに間に合うようにつくっていただければと思います、その資料も。わかりましたね。だから、入札状況についてはいいですけれども、浄水場を残したときの、要するに効果がある話になってしまったのだけれども、なぜ浄水場を残さないで全部ミューズパークの配水でやるのだということがわかるような説明をしてくれということなのです。いいですね。そういう数字も出ているのだから、それ説明できますよね。今ちょっと聞いてもメモする時間がないのでいいです。だから、そうした資料をもとに、小鹿野の町民の説明会のときはぜひ利用していただいて理解を求めると。だから、議会の議決の重みというのはそういうところにあって、管理者は重みがあるということで伺っておりますので、そういうことできちんと職員も対応していくということが、今ここでやっている広域議会、あるいは広域化された水道局の使命だと思いますので、ぜひこの点については努力して頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

水道料金の統一化についてです。これは今ぎりぎりだという、総括原価方式でやってもぎりぎりだというお話をされていましたが、1つには、あちこち工事をし過ぎることにも原因があるのではないですか。単純に聞きます。

(何事か言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) 今のは3番目、大きい項目の3番目のところだよ。前のは終わりで。

2番（山中 進議員） 終わりです。3番目に移ると言わなかったでしたか。

議長（小櫃市郎議員） 途中から変わってしまうからわからなくなる。

2番（山中 進議員） 3番目に変わります、移ります。

（何事か言う人あり）

2番（山中 進議員） やり直しましょうか。

（何事か言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 更新工事の関係でございますけれども、国の補助が3分の1、各市町から3分の1の出資をいただいて、残りは自己財源で整備をしているところでございますけれども、先ほど申しましたように厳しい状況ではありますけれども、コスト縮減に努めて事業を粛々と進める予定でございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 私は、水道料金の統一について聞いたのです。だから、こういう工事をやっているから水道料金を値上げせざるを得ないのではないのですかという話したのです、ぎりぎりで行っているから。そうではなくて、それはそれ、これはこれで、水道料金についてはきちんとこれから委員会を設けてやるということですからいいのですけれども、そうした住民の要望だとか願いというのは、1円でも安いほうがいいのですよ。まして皆野、長瀬の水道というのは、県下で一番高いわけですから。小鹿野の水道あたりは県下で一番低いほうですから、そういうことを考えると低いほうに合わせてもいいのではないかというのが、普通の一般に思うところですよ。やる側としては、ひっくるめてやるからとんでもないと。総括原価方式でやれば、まだまだ足りないというのは、これよくわかります。だけれども、住民感情からしたら、そんな急激な大幅な値上げは困ると。一番困るのは小鹿野町なのですけれども、そういった意味も含めていろんなことで今小鹿野町の皆さんが考えておりますので、この辺もよく含めて、水道料金の統一化についても、高いところも低いところも併せて考えられるような方法で、ぜひそれも取り組んでいただきたいなと思っております。

それから、コンセッション化、これについてはフランスのパリですよ。アメリカではアトランタ、ドイツのベルリンでもこうしたコンセッション化して、やっぱり値上げはしたりなんかしたりしてやめているのです。もとに戻して、水道料金を7%も8%も下げているという、そういう統計も出ていますから、これについて慎重にやらなければならないし、今の話を聞いていると考えられないということですから、それはそれで私も評価いたしますので、そういったことも肝に銘じ、これからも水道料金の統一化をぜひ考えていただきたいと思います。特に答弁は求めませんが、ぜひこう

した皆さんの多くの願いを実現していただけるような、水道広域にしても、広域行政が安心して地域の人たちが暮らしていけるような行政にしていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） これより議案審議に入ります。

議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 議案第12号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定につきましては、別冊の平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算書によりご説明申し上げます。

お手元の冊子をごらんください。最初に、決算書の2ページをごらんください。2ページから5ページは水道事業決算報告書でございます。これは款項に区分した各予算科目について、予算額とこれに対応する決算額を示したものでございます。これらの金額には消費税及び地方消費税が課税されるものについては、全てその相当額を含んだものとなっております。

まず、2ページ及び3ページは、収益的収入及び支出の決算でございます。収入の決算は、第1款水道事業収益の欄に記載してございますとおり32億3,082万6,526円でございます。その内訳は、第1項営業収益24億1,096万6,609円、第2項営業外収益8億1,973万3,979円及び第3項特別利益12万5,938円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款水道事業費用の欄に記載してございますとおり25億8,867万7,607円でございます。その内訳は、第1項営業費用24億3,110万4,258円、第2項営業外費用1億5,716万5,770円及び第3項特別損失40万7,579円でございます。

次に、4ページ及び5ページは、資本的収入及び支出についての決算でございます。これらの金額につきましても、収益的収支決算と同様に消費税及び地方消費税の相当額を含んだものとなっております。収入の決算額は、第1款資本的収入の欄に記載してございますとおり16億8,666万7,059円でございます。その内訳は、第1項企業債6億円、第2項出資金5億3,188万2,000円、第3項他会計負担金3,465万8,059円、第4項国庫補助金ゼロ円及び第5項県費補助金5億2,012万7,000円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款資本的支出の欄に記載してございますとおり31億1,390万572円で

ございます。その内訳は、第1項建設改良費25億5,074万9,159円、第2項企業債償還金3億2,609万2,094円及び第3項割賦購入償還金2億3,705万9,319円でございます。資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額14億2,723万3,513円につきましては、4ページの欄外に記載したとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本金的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金により補填をいたしました。

次に、6ページは水道事業損益計算書でございまして、平成29年度における水道事業の経営を明らかにするため、年度中に発生した全ての収益及び費用について消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額、いわゆる税抜き金額を記載したものでございます。

上から11行目にございます営業損失は1億3,982万3,180円と、営業収益から営業費用を差し引いた営業収支は赤字でございます。これは料金収入では営業活動に伴う経費を賄えず、営業収支では黒字を計上できなかったものでございます。

ここで注意が必要なのは、中段にあります3、営業外収益の(4)、長期前受金戻入3億5,772万352円でございます。長期前受金戻入につきましては、昨年度も注意していただいた点としてご説明させていただいておりますが、これは平成26年度からの公営企業の新会計制度により記載が求められたものでございまして、過去に受けた補助金等を各年度に分割して収益計上することになったものであり、現金収入を全く伴わない収益であるため、見かけ上の収益と言えるものです。

次に、下から4行目の当年度純利益は4億9,120万8,952円と黒字になっておりますが、これは先ほど説明いたしました長期前受金戻入の3億5,800万円余りが計上されているためでございます。従来会計制度ではこれだけの黒字は計上できませんでした。幾ら見せかけの上の純利益が計上されても、施設の改修に必要な現金が増加していくわけでありませんので、この点を踏まえて慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

この当年度純利益に、次の行の前年度からの繰り越した利益剰余金3億3,578万1,799円を加え、さらにその下の行のその他の未処分利益剰余金変動額2億8,688万94円を加えたものが、一番下の行の当年度未処分利益剰余金11億1,387万845円の金額となります。

それでは、平成29年度収支の主なポイントにつきまして何点か申し上げます。6ページ、損益計算書をごらんください。前年と比較して決算額に大きな相違があることについてご説明いたします。

まず、収入といたしましては、1の(1)、給水収益につきましては、前年度と比較して約3,664万円の増額となっております。これは統合時に料金徴収サイクルを変更したことにより、地区によっては平成28年度の料金の算定期間が11カ月分であったことによるものでございます。全体的な給水量につきましては、大口需要者の使用量が減少傾向にございます。

3の(2)、他会計補助金につきましては、統合時の覚書により簡易水道不採算経費補助金や水道料金差額分補助金など、構成市町から新たな補助金をいただいておりますが、1,109万円ほど減少しております。

3の(5)、雑収益につきましては、広域化事業に対する定住負担金が前年比416万円の減でございますが、落雷被害を受けた施設等への保険金収入が760万円ほどあり、全体で152万円の増額となりました。これが事業活動におけるポイントでございます。

続きまして、支出でございますが、前年と比較した平成29年度の支出のポイントは、2-MIB対策のための薬品購入費が減ったことによる薬品費2,550万円の減、修繕費は漏水修繕が500万円の増額となりましたが、平成29年度より修繕支弁基準を設け、ポンプつけかえ等を4条の資本的支出に費目がえしたことにより減額となるため、502万円の減額となりました。

また、人件費につきましては、1名職員が減員になったことや退職者や職員の退職があり506万円の減、委託料につきましては、前年に実施した経営戦略策定経費や契約システム導入経費、中長期維持管理計画委託料が発生しなかったため1,867万円の減額となりました。

減価償却費及び資産減耗費につきましては、更新工事の増加に伴い減価償却費2,655万円、資産減耗費483万円が増額となりました。さらに、平成28年度に引き続き、広く水道事業を水道ユーザーに周知していくため広報活動を積極的に実施しております。また、施設管理を統一化していくため、定住自立圏事業として遠方監視装置の導入を進めるほか、効率的な維持管理のための業務の見直しを図り、安心、安全でおいしい水を供給し続ける水道事業の実現に向けた事業を展開いたしました。

次に、8ページから9ページまでは水道事業剰余金計算書でございますが、資本剰余金及び利益剰余金が平成29年度内にどのように増減したか、その経緯を示したものでございます。

なお、これら剰余金の平成29年度末の金額は、11ページの貸借対照表の資本の部に記載してございます。

次に、8ページ下段、水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明いたします。

平成28年度剰余金処分後に繰り越した未処分利益剰余金3億3,578万1,799円及び今年度純利益4億9,120万8,952円、積立金使用に伴うその他の未処分利益剰余金変動額増加分2億8,688万94円を合わせた11億1,387万845円のうち5億円を減債積立金に、平成28年度に減債積立金として取り崩したことで発生した現金の裏づけのない剰余金1億541万3,190円を資本金に、それぞれ処分するものでございます。このうち減債積立金につきましては、処分案が可決されれば企業債元金償還の財源として使用が可能となりますので、今後補填財源として使用してまいりたいと考えております。

次に、10ページから11ページは水道事業貸借対照表でございます。水道事業の財政状況を明らかにするため、平成29年度の期末時点において保有する全ての資産、負債及び資本について記載したものでございます。

10ページ一番下でございます。資産合計は369億914万9,761円、11ページ、17行目の負債合計は155億4,251万9,069円であり、同じく下から2行目に記載の資本合計は213億6,663万692円でございます。

次に、12ページ、13ページは貸借対照表に対する注記、14ページから29ページにかけましては水道事業報告書、30ページは水道事業キャッシュ・フロー計算書、31ページから33ページは収益費用明細書、34ページ及び35ページは固定資産明細書並びに36ページから43ページは企業債明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時19分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案に対する質疑に入ります。ございますか。

15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 15番、岩田和幸ですが、先ほどの説明で職員数、退職したりということで1人減になったというふう聞いたような気がするのですが、減というのは、単なる退職した人が多くなって減なのか、それともほかの理由で減になったのか、伺います。

議長（小櫃市郎議員） 岩田議員、ページは何ページでしょうか。

15番（岩田和幸議員） ページというか、先ほど説明の中でそういう説明ですね、6ページのときの説明です。どれって、これ書いてないのですけれども。

（何事か言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 岩田議員のご質問にお答えいたします。

決算書の14ページをごらんください。よろしいでしょうか。下のほうに（4）の職員に関する事項ということで、平成28年度が51名、平成29年度が50名となっております。それで1名減ということでございます。

以上でございます。

（何事か言う人あり）

加藤 猛水道局長 1名減は、病気による退職ということでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他にございますか。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。3点ほどお伺い、1つは確認です。わかりやすく言えばこの決算意見書の中の5ページ、1つは確認、過年度分損益勘定留保資金、いわゆる内部留保だと思っておりますけれども、毎年違うと思うのですけれども、これはこの数字で足りない分を補填したということだと思っておりますけれども、もう少し詳しく教えてください。

もう一つは、出資金というか出資債についてなのですけれども、これは例えば秩父市で工事をやるときに、市内に工事やるときには、秩父市でそれを出資債、出資金という形でやるのかどうか。これはそういう形で出資されているのかどうかを教えてください。

もう一つは、滞納件数と金額。その3点。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

北堀史子経営企画課長 それでは、留保資金につきましてご説明申し上げます。

過年度分損益勘定留保資金は、平成29年度期首におきまして21億1,635万7,275円であり、さらに今期決算におきまして発生いたしました損益勘定留保資金は9億7,483万4,602円でございます。この中から補填財源として過年度分損益勘定留保資金10億1,911万6,440円を使用したため、平成29年度残金が20億7,207万5,437円となります。

続きまして、出資金につきましてご説明申し上げます。平成29年度にいただいております出資金は3種類ございます。まず、簡易水道施設の建設改良に伴う水道債の償還元金に対する出資金、そして浦山ダム割賦償還に伴う元金分の出資金、そして生活基盤施設等耐震化補助事業に対していただきました出資金でございます。議員さんがおっしゃいましたものにつきましては、生活基盤施設耐震化の補助金のメニューの中の町とか市とか、それぞれで行う強化事業、基盤強化事業によるものだと思います。そのほかに広域化事業に対しては、給水戸数割で出資をいただいております。このような形で、これは全て毎年度当初に総務大臣から通知されます地方公営企業繰り出しについてという基準に基づいていただいております。

続きまして、滞納件数でございますが、平成29年度末未収給水料につきまして税込みで申し上げます。現年度分が4,128件、金額にして3,369万982円、過年度分につきましては1,959件、金額にして1,607万3,870円でございます。合計にいたしますと、件数で6,087件、金額では4,976万4,852円でございます。収納率等につきましては、お手元にお配りしてございます監査委員さんの決算審査意見書8ページのほうに収納状況が書いてありますので、そちらのほうご参照ください。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。2つ再質問させていただきます。1つは、留保資金なのですけれども、これは上下することは当たり前だと思うのですけれども、まだ、いわゆる内部留保として、

20億7,000万円は内部留保としてこの水道局にはあるということですね。

それから、もう一つの生活基盤事業については、今やっている国の補助金、そういうのがつかない純粹の市町でやっている事務のことを指しているということではないのですか。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（北堀史子経営企画課長登壇）

北堀史子経営企画課長 留保資金につきましては残額が20億円ありまして、それを30年度に使うという予定でございます。

あと、基盤整備の先ほど申し上げました出資金につきましては、あくまでも国庫補助対象事業、私たちは県費補助金と呼んでおりますが、県費補助金事業に対しての出資でありまして、通常の単費の事業に対しては出資はございません。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。わかりました。ありがとうございました。

では、その20億円というのは、水道局で自由に使えるお金と理解していいわけですね。いろんなことで使えるからということであれば、水道料金の統一化のときにはこれは有効に使えると言わさせていただきます。

それから、あと生活基盤についてはわかりました。

もう一つ言いたかったのは割賦金で、浦山ダムの割賦金がなぜ水道料金から払わなければならないというところに、私は大きな問題があると思うのです。秩父の市民、あるいは秩父の人たちが、あのダムをつくってくれと頼んだわけではないのに、水利権を盾にそのお金を出して、水道料金で払っているというところに、私は問題があると指摘せざるを得ないのです。答弁は求めませんけれども、これだけ言って賛成、反対はしませんから、皆さんのいろんな今の事情の中で交付税の中から出し合って運営されている会計ですので、これについては何ら言わないのですが、反対するつもりはないのですけれども、そういうことでこの割賦金については、以前から言っているように見直す必要があるのではないかと指摘しておきます。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

15番、岩田和幸議員。

（15番 岩田和幸議員登壇）

15番（岩田和幸議員） 反対の立場で討論をさせていただきます。

今の山中議員のダムの関係、直接小鹿野には関係ないのですが、私も不可解に思っています。それと、先ほど職員1名減のことを聞いたのは、DB方式でやって1人減になったという話が聞ければ非常にうれしかったのですが、そうでなかったですね。DB方式で金はそれだけの金が出るわけですよ、設計施工の分。職員数は減らさないということが一つの問題です。

それと、先ほど来、私の一般質問の中で長尾根越えというのは、下流から上流に水を送るので不自然なわけですよ。しかも、ポンプ2段で別所浄水場からミューズパークの頂上まで上げるということ。そういった危険の伴う、災害のときに非常に危険なのです。先ほど一般質問で質問しましたが、そういうことを見直してほしいと訴えているわけですが、聞く耳を持ってくれないと。どうしようかということで考えていただければ別ですが、私は小鹿野町の議員として、ここにお世話になっています。そういう立場でありますので、そう簡単にはいい、賛成ですというわけにはいかないのです。主に二、三点なのですけれども、細かいこと言うといろいろあります。そんな細かいこと言っても仕方ないので討論を終わりますけれども、これで反対討論とさせていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 他に討論ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり利益の処分については可決、決算については認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小櫃市郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページ並びに議案第13号参考資料をごらんください。この条例は、提案理由にもございますように埼玉県人事委員会の職員の失職の特例に関する意見に基づきまして、職員の失職について地方公務員法に規定する特例を定めたものでございます。組合職員が地方公務員法第28条第4項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者等の欠格条項に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失うこととなっております。当該規定は、交通事故のいわゆるもらい事故等にも適用され、たとえ刑の執行が猶予された場合であって、どんなに情状を考慮すべき事案であっても、条例に特別の定めがなければ失職となるものでございます。この規定は、多くの民間企業等と比較し厳し過ぎる内容であり、また従前から職員の失職特例に係る特別の定めを規定している他の都道府県との均衡を欠いている等の理由から、議案第13号参考資料の2ページにもございますように、埼玉県人事委員会では、平成27年1月に埼玉県議会議長及び埼玉県知事に対し、職員の失職の特例に関する条例の規定を速やかに整備することが適当である等の意見の申し出を行いました。これに伴い、埼玉県では平成27年2月の議会定例会において、職員の失職特例を規定した分限条例の一部改正が可決、成立したところでございます。その後、県内の自治体においても同様に職員の失職特例を規定する自治体が出てきており、組合の構成市である秩父市でも本年6月の議会定例会において可決されたところでございます。

なお、近隣の広域圏では児玉郡市広域市町村圏組合が規定しております。つきましては、当組合においても埼玉県人事委員会の意見に基づき職員の失職特例について規定いたしたく、改正案を上程したものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、第1条の改正において、根拠となります地方公務員法第28条第4項及び職員の失職の特例の字句を追加することにより、当該条例の目的を明確にするものでございます。

次に、第3条については、文中の文言の整理をするものでございます。

次に、第5条を1条繰り下げ第6条とし、新たに第5条として、今回の改正のポイントとなります職員の失職の特例について規定するものでございます。内容といたしましては、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるもので、その執行が猶予され、特に情状を考慮すべき場合は失職させないこともできるとしております。

また、第2項では、失職の特例を受けた場合であっても、刑の執行猶予が取り消された場合は、当該取り消しの日に失職することとしております。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行したいものでございます。

以上、議案第13号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。一括で大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

議案書には書いてないので、全員協議会に配付されました平成30年第2回定例会管理者提出議案の概要を使いまして、ちょっと質問させていただこうと思うのですけれども、4ページに、2、概要、(3)、その他に記載されております。先ほども埼玉県人事委員会によりまして、職員の失職の特例に関する意見、これ27年の1月22日付なのですけれども、2の実施時期について、先ほど説明でもありました、速やかにということがあって、埼玉県は27年2月に改正され、3年たっているわけなのですけれども、この3年たった改正の理由ですね。速やかに、3年が速やかにかどうかはちょっと考えどころなのなのですけれども、このタイミングについてお伺いいたします。

説明でもありましたけれども、6月の定例会、秩父市において同じ趣旨の条例が改正されておりますけれども、その秩父市の条例改正に伴って今回広域市町村圏組合の条例を改正するという事なのか。

質問2点目なののですけれども、そうしますとほかの4町のところの職員さんについてはどうなっているのか。この根拠というのが、実際にこの広域の条例のところを見ますと経過措置のところ、水道の広域化に伴いまして28年4月から経過措置というのが書かれているのだと思うのですけれども、そうなりますと水道局に出向している方々がこの特例措置を受けて、秩父市はこの間改正したばかりですから、ほかの4町のところの職員は改正されていないということなのかという質問が2点目です。

それから、3点目が、この条例適用する例として、今までに広域市町村圏組合の職員で対象となるようなことがあったのかどうか。

4点目が、情状を考慮して特に必要があると認めるときというのがあるのですけれども、判定する者が任命権者ということで管理者になるとは思っているのですけれども、管理者が勝手に決めるわけにもいきませんから、その辺の機関、そういったところがどうなるのか。4点、大きく分けてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 黒澤議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、今回の条例改正の提出する時期、県のほうが27年3月ということで制定しているわけですが、なぜ今の時期になったかということでございます。それにつきましては、埼玉県が条例改正い

たしました27年3月の時点、この時点では組合構成市町において職員の失職特例について規定している構成町、構成市はございませんでした。が、今回先ほど議員さんからお話をいただいたように、6月に秩父市において定例会で上程されたということがございましたので、当組合についても給与、それから職員の条例ですとか、そういうものを準用している関係がございますので、併せて組合のほうでも上げさせていただいたということでございます。

それから、②番につきましては……失礼しました。今ちょっとメモできなかったもので、済みません。ほかの4町の関係でございますが、一応この条例を上程させていただくに当たって、4町、それからもう一つ、皆野・長瀬下水道組合のほうからも職員を派遣していただいております。その関係で確認したところ、今のところ秩父市以外で条例を制定しているところはないということでございます。それで、組合の派遣職員については、当然市町と協定を組んでおりますので、派遣いただいた組合のほうの条例が適用になるわけでございますが、これを上程するに当たって町のほうにも話をさせていただいて、まだはっきりとお話をいただいたわけではないのですが、ある町のほうでは上程をしたいという形のお話はいただいております。

それから、出向いただいている職員につきましては、当然組合の条例が適用になると思いますが、職員の派遣に関する要綱というのが組合にはございます。その中では職員の分限、それから懲戒につきましては、その都度構成団体のほうと協議をするということになっておりますので、これに基づき派遣職員の協定等を取り交わしておりますので、事案が発生した場合は、組合と市町が協議をして決定するというふうにしておりますので、その面では組合に籍があれば、そういう条例が適用になるというふうに思っております。

（「事案があるか」と言う人あり）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それから、事案につきましては、この分限条例に基づいて失職した職員は、おりません。懲戒に対しては職員はおりますが、分限で失職になった職員はおりません。以上でございます。

先ほど情状を考慮するというのはどのようなことを考慮するのか、それから誰が決定するのかというところについてでございますが、埼玉県人事委員会では考慮すべき情状、それから執行猶予期間の長さ、過失の程度、被害の大きさ、事故後の対応、それから被害者の理解、改悛の情、それからそれまでの勤務実績等を総合的に勘案し厳格に対応することが相当であるとしております。その内容について、基準、そういうものを設けたほうがいいのではないかというお話をしておるところなのですが、特例の適用を検討するような事案は、先ほど申し上げましたように今までございません。この内容についても、年間にあるか、ないか、その程度と予想されております。また、個別の事例ごとに状況が相当異なるものと推測されておりますので、そのため現時点で組合独自の基準、そういうものを作成することは、かえって埼玉県、それから秩父市等と他の自治体との均衡を欠くおそれがございますので、万が一組合でこの特例の適用を検討するような事案が発生した場合には、

その時点において他の自治体における同様事例を収集する等して比較検討するということのほうが、より現実的かというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 再質問させていただきます。機関の話を答えていただけていなかったのも、それも併せて質問させていただきます。

1つ目が、これは再確認です。いわゆる水道局出向されている、派遣されている職員さんは、特例が受けられる。4町の方々は特例がないという状況でよろしいのですよねということを確認。要は刑事訴追の場合は過去にさかのぼってなんていうパターンもあつたりしますから、全部が、意見を言っただけではいけませんから、想定される、推測されるところで言いますけれども、現状4町のところはそういう特例がないわけですから、過去にさかのぼってということになれば特例が受けられるのか。要は全部の1市4町が特例がもともとある状態で、今回組合があれば、それは、ああそうですかということなのですから、これはちょっと不思議な感じがしましたので、あえて出向者、派遣、水道局派遣されている方々は、特例を今回の条例で受けられる。ほかの4町のところは受けられないということによろしいのかの確認が1点。

先ほど1番目の質問で機関ですね。管理者が判断するわけではないのですけれども、どのような決定を経て、それが下されるのか。以上2点、お願いします。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 大変失礼いたしました。まず、先にこの機関でございますが、万が一当組合でこの特例の適用を検討するような事例が発生した場合には、秩父広域市町村圏組合懲戒等審査委員会がございますので、こちらで検討し、これらの考慮すべき情状を総合的に勘案するとともに、先ほど申し上げましたように他の自治体の事例を収集する等して、最終的には当然任命権者であります管理者の厳格な判断により決定するということになります。

それから、派遣職員と、それから町の職員の差になりますが、今のところ議員がおっしゃるとおり、組合でこれであれば組合の職員、それから派遣職員については適用になるところでございますが、それはまた各市町で検討していただいて、この条例が制定されれば同じ形で運用できるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 15番、岩田和幸です。2点ほど、ささいなことなのですが、この文言を改めてなぜ超えないが漢字になり、速やかに漢字になるのか、別にこの文言がいいような気もする

のが1点。

もう一点、今局長が話した中で基づきという言葉が出てきました。準ずるであれば理解できるのですが、これ埼玉県人事委員会ですよね。私の認識では、国の人事院は国家公務員に対しての意見を出すのですね。埼玉県は埼玉県の職員に対して出すところだと思うのですよ。大きい市の場合は市の中に人事委員会があって、市の職員に対して勧告なり意見なり出すことだと思うのですが、この広域組合では人事委員会は多分ないですね。そもそも埼玉県人事委員会と書いてあるので。しかも、ここに書いてあるのは意見に基づきとあるので、先ほど柳井戸課長から言っている準ずるというのが本来の姿のようにも感じていたのですが、これはどういうことなのか。組合は埼玉県と違うと思うのですけれども、その点、2点について伺いたいのですが。

議長（小櫃市郎議員） 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 質問にお答えさせていただきます。

平仮名、漢字というものにつきましては、一般的なものでそういうのがいいのかなというふうな形で訂正をさせていただいているものだというふうに、私は感じておるところでございます。

それから、県の人事委員会なのですけれども、先ほど岩田議員もおっしゃいましたが、大きい市ですと人事委員会というのがありますが、小さいところだとないものですから、ないところにつきましては、総務副大臣からの通知で県の人事委員会を参考にしなさいという通知が出ておりますので、そういったものを参考にさせていただいております。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 15番、岩田和幸ですが、文言について、どちらでも大したことないと思うのですが、今の人事院関係のは参考にするというのは、当然私も理解していました。ですから、小鹿野町で報酬等いろいろなものについても国の人事院勧告に準じてという言葉を一般的に使っている。国の人事院勧告に似たようにという意味だと思いますし、埼玉県の準じて当然間違いではないけれども、この文言からいくとあたかも埼玉県の人事委員会が、この組合に対して意見を言わせたとか、そういう文言になっているので、基づきでなくて、これ準ずるではないかなという解釈で確認させてもらっているのですけれども、あくまでこれは、先ほど柳井戸次長が言ったように準ずるという言葉を次長はさっき使ったのですよ。そのほうが正解なはずなのですけれども、どうですかと聞いたわけです。

議長（小櫃市郎議員） 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 岩田議員のおっしゃるとおりということでございます。私の言い間違いでございますので、訂正させていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小櫃市郎議員) 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小櫃市郎議員) 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(小林幸一消防長登壇)

小林幸一消防長 議案第14号 財産の取得につきましてご説明をさせていただきます。

本議案は、秩父消防署に配備する災害対応特殊はしご付消防自動車の取得につきまして、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。現在配置されているはしご車は、配置から30年が経過し、はしご部分の安全性についてメーカー保証ができないこと、また、車体の老朽化が著しいことから、災害活動に支障を来す前に更新整備を図りたいというものでございます。取得金額は、消費税込み額2億3,198万4,000円でございます。

議案第14号の資料の1ページをごらんください。去る6月7日に9業者による指名競争入札を行い、株式会社モリタ東京営業部が落札をしております。落札率は96.8%でした。

次のページ、2ページをごらんください。今回取得したいはしご車は、地上高30メートルのはし

ご車で、特徴として75度からマイナス10度までの角度に対応し、伸縮水路管が設置されることにより短時間で放水することができるものです。さらに、左の写真にございますように先端から約2.5メートルの部分が屈折することにより、高層階のフェンスや手すりに囲まれた屋上に安全に接近することができます。性能諸元につきましては、表のとおりです。納期につきましては、現在のはしご車の車検が12月中旬までとなっておりますので、それまでに運用が開始できますよう進めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 人事案件ですので、私のほうで説明させていただきます。

議案第15号は、秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましての内容でございます。本組合公平委員会委員である小泉和夫さんにつきましては、本年7月31日で任期満了となるため、新たに黒澤耕太郎さんを議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして提案する内容でございます。

黒澤耕太郎さんですが、小鹿野町下小鹿野1452-1にお住まいで、昭和29年9月27日生まれの満63歳でございます。黒澤さんは、小鹿野町職員として議会事務局長、総務課長等を歴任され、退職後は、本年4月から小鹿野町の行政区長につかれています。地方公務員法に規定する公平委員会委員の選任基準であります人格が高潔で地方公務員法の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に見識がある者にという内容に合致する方であると存じます。

なお、委員の任期ですが、地方公務員法第9条の2第10項の規定に基づきまして、本年8月1日から平成34年7月31日までとなります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げ、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長（小櫃市郎議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時02分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年7月24日

議 長 小 櫃 市 郎

署名議員 大 久 保 進

署名議員 松 澤 一 雄

署名議員 浅 海 忠